

大槌町東日本大震災津波復興計画 基本計画

平成 23 年 12 月

岩手県大槌町

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画の目的	2
2 計画の構成及び期間	2
3 関連計画との整合性	2
第2章 東日本大震災津波の状況	3
1 東日本大震災津波の概要	3
2 大槌町の被災状況	4
3 これまでの復旧状況	6
4 復興に向けた課題	10
第3章 復興まちづくりの基本的考え方	14
1 まちの将来像	14
2 復興まちづくりの基本的考え方	16
第4章 復興まちづくりの基本施策	22
1 安全・安心の確保	23
2 暮らしの再建	33
3 地域経済の再興	43
4 教育環境の整備	51
第5章 復興に向けたプロジェクトの方向性	56
1 プロジェクト推進の基本的考え方	56
2 プロジェクトの概要	57
3 プロジェクトの取組方針	59
第6章 地域別の復興まちづくりの方向性	60
1 町方地域	61
2 桜木町・花輪田地域	62
3 小枕・伸松地域	63
4 沢山・源水・大ヶ口地域	64
5 安渡地域	65
6 赤浜地域	66
7 吉里吉里地域	67
8 浪板地域	68
9 小鎚地域	69
10 金沢地域	69
第7章 計画の推進方策	70
資料編	71

はじめに

あの忌まわしい3月11日の東日本大震災による津波、そして、直後の火災により人口の一割にも及ぶ、多くの町民の尊い命が奪われました。また、多くの家屋等が被害を受け、これまで築き上げてきた、かけがえのない街並み、産業経済基盤、すべてにわたって壊滅的な状況となりました。

被災以来、国内はもとより海外からも物心両面にわたり多くのご支援と応援をいただきました。心から深く感謝申し上げます。

現在、若者世帯を中心に他市町村への転出が進んでいます。また、被災者の多くは仮設住宅で不便な生活を強いられており、一日も早くこの状況を解消しなければならないと考えています。

「愛するふるさと大槌」の再生は町民の悲願です。今回策定した「大槌町東日本大震災津波復興計画」は、以前の状態に戻るだけの単なる復旧ではなく、町の将来の発展につながる創造的な復興を実現すべく、とりまとめたものです。

計画の策定に当たっては、住民とともに創り上げる視点から、町内十の地域からなる地域復興協議会を立ち上げ、議論していただきました。意見の取りまとめ役として、東京大学を中心とする専門家にコーディネーターを務めていただきました。このほか、再生創造会議の委員や復興まちづくり創造懇談会のアドバイザーからも多くのご意見をいただき、計画に反映させていただいております。

復興計画のコンセプトを「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』」とし、まちづくりの推進に当たっては、「安全・安心の確保」、「暮らしの再建」、「地域経済の再興」、「教育環境の整備」の4つを基本施策として、また、重要性及び緊急性が高く、分野横断的に取り組むべき施策を「おおつちの未来を創る5つの重点プロジェクト」として位置づけ取り組みます。

NHK人形劇「ひょっこりひょうたん島」の主題歌にあるような「苦しいこともあるだろさ、悲しいこともあるだろさ、だけど僕らはくじけない」の精神で、町民一丸となって前に進んで参りたいと考えています。また、多くの町民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、記憶を風化させないための取組として、記念公園（鎮魂の森）を整備することとします。

今回の災害を契機に、新たな気持ちで、新しい大槌町の再生を進めなければなりません。町の復興は、まさにゼロからのスタートです。町民の総力をあげて、世界に誇れる「美しいまち」大槌を創り上げましょう。

大槌町長 碓川 豊

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

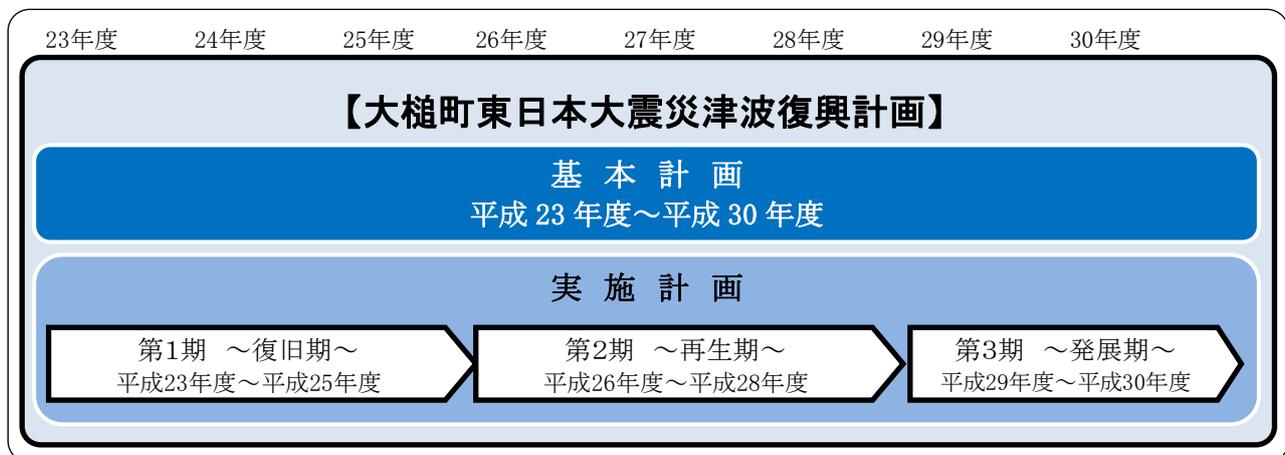
大槌町東日本大震災津波復興計画（以下「計画」という。）は、東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた大槌町において、今回の震災が与えた被害の状況や影響、復興に向けた課題を把握し、1日も早く復興を成し遂げるための未来の設計図として策定するものです。

2 計画の構成及び期間

本計画は、震災復興に向けた基本的な施策の方向を示す「基本計画」と、その内容に沿って各施策に対応した事業のあり方を示す「実施計画」の2つの計画で構成するものとします。

基本計画は、平成23年度から平成30年度までの8年間で計画期間とします。

実施計画は、第1期（復旧期：平成23年度～平成25年度の3年間）、第2期（再生期：平成26年度～平成28年度の3年間）、第3期（発展期：平成29年度～平成30年度の2年間）に区分します。



3 関連計画との整合性

これまで大槌町では、大槌町町勢発展計画に基づき、総合的な視野から町の発展を目指してきました。本年度は、「第8次大槌町町勢発展計画後期計画（平成23年度～平成27年度の計画期間）」の初年度であり、この発展計画が町の進むべき指針となるものでした。

しかし、東日本大震災津波からの復興に向け、新たな喫緊の課題に迅速に対応する必要が生じたことから、現行の発展計画の理念等は継承しつつも、復興に向けた主要の施策を中心にとりまとめた計画として、本計画を策定するものです。

また、大槌町の介護保険事業計画などを盛り込んだ内容とします。

さらに、国の方針や「岩手県東日本大震災津波復興計画」等との整合性に配慮したものとします。

[本計画が盛り込む個別の計画] <ul style="list-style-type: none">・大槌町地域福祉計画・大槌町第5期介護保険事業計画	[関連する計画] <ul style="list-style-type: none">・大槌町都市計画マスタープラン・大槌町農業振興計画
---	--

第2章 東日本大震災津波の状況

1 東日本大震災津波の概要

- ① 発生日時 平成23年3月11日（金） 14時46分頃
- ② 震央地名 三陸沖（北緯38.06.2度、東経142.51.6度）
- ③ 震源の深さ 24km
- ④ 規模 マグニチュード9.0（モーメントマグニチュード）
- ⑤ 周辺の震度 震度6弱（釜石市）
- ⑥ 津波
 - 3月11日 14時49分 大津波警報発表
 - 3月12日 20時20分 津波警報に切替
 - 3月13日 7時30分 津波注意報に切替
 - 3月13日 17時58分 津波注意報解除

表2-1 津波の最大波

調査地域	最大波
釜石	15時21分 4.2m以上
宮古	15時26分 8.5m以上
大船渡	15時18分 8.0m以上
久慈港	15時21分 8.6m以上

資料：気象庁発表資料等

⑦ 津波浸水高

表2-2 地域別津波浸水高（単位：m）

調査地域	津波浸水高
吉里吉里	16.1
吉里吉里漁港東側	22.2
赤浜	12.9
新港町	12.7
町役場付近	10.7
浪板（※津波遡上高）	19.1

資料：国土地理院

⑧ 痕跡高 痕跡高最大 13.7m（安渡）（資料：岩手県県土整備部河川課）

⑨ 浸水面積 4平方キロメートル（住宅地・市街地面積の52%）（資料：国土地理院）

2 大槌町の被災状況

(1) 被害の概要（平成 23 年 11 月 30 日現在）

東日本大震災津波による人的被害は、11 月 30 日現在で、死者数 802 人、行方不明者は 505 人となっています。

家屋被害は、全壊・半壊 3,717 棟、一部半壊 161 棟であり、被災棟数は 3,878 棟となっています。

農林水産施設、商工業施設や観光施設等の産業被害額は約 151 億円、道路・海岸施設、上下水道、学校や社会教育施設、役場庁舎や消防署等の公共施設被害が約 617 億円となっており、産業被害と公共施設被害を合わせた物的被害は約 768 億円となっています。

表 2-3 被害の状況

被害の区分		被害		備考
人的被害	死者数※	802	人	11 月 30 日現在
	行方不明者数	505	人	11 月 30 日現在
家屋被害	全壊・半壊	3,717	棟	9 月 28 日現在
	一部損壊	161	棟	9 月 28 日現在
産業被害	水産業被害	5,127,926	千円	水産施設、漁船、養殖施設等
	農業被害	610,000	千円	水田、畑、用水路、農道
	林業被害	69,241	千円	林野、林道
	商工業被害	8,867,745	千円	建物、機械設備、商品等
	観光業被害	384,607	千円	観光施設、自然公園
	計	15,059,519	千円	
公共施設被害	役場庁舎等被害	9,555,102	千円	建物、公用車等
	消防施設等被害	427,364	千円	庁舎、機械、装備、消火栓等
	道路・海岸等被害	48,181,244	千円	公共下水道等
	上水道施設被害	61,932	千円	ポンプ場等
	学校被害	3,044,796	千円	建物、設備等
	社会教育施設被害	284,140	千円	公民館、図書館、運動場等
	社会福祉施設被害	136,660	千円	児童・障がい・高齢者福祉施設等
計	61,691,238	千円		
産業・公共施設被害（合計）		76,750,757	千円	

資料：大槌町災害対策本部（大槌町総務部総務課）

※死者数は、大槌町内で発見されたご遺体の総数であること。

(2) 人的被害の概要

人的被害のうち、大槌町民は、死者数 751 人、行方不明者 505 人、合計 1,256 人となっており、当町の人口の 7.8%が被害を受けました。

町内の各地域の被害状況をみると、小枕・伸松 15.4%、町方 14.9%、安渡 11.2%、赤浜 10.1%となっています。

行方不明者数については、町方が突出して多くなっています。これは、津波による被害のほか、町中心部で発生した火災も要因のひとつと考えられます。

表2-4 地域別の死亡者及び行方不明者数

(単位：人、世帯、%)

No.	地域名	人口	世帯数	死 者	行方不明者	被災者数	被災者率
1	町 方	4,483	1,853	343	325	668	14.9
2	桜木町・花輪田	1,421	579	19	5	24	1.7
3	小枕・伸松	272	110	28	14	42	15.4
4	沢山・源水・大ケ口	3,104	1,195	60	19	79	2.5
5	安 渡	1,953	824	161	57	218	11.2
6	赤 浜	938	371	53	42	95	10.1
7	吉里吉里	2,475	954	72	28	100	4.0
8	浪 板	404	143	13	11	24	5.9
9	小 鎚	499	200	1	2	3	0.6
10	金 沢	509	179	1	2	3	0.6
	合計	16,058	6,408	751	505	1,256	7.8

資料：大槌町民生部町民課（11月30日現在）

※人口は、平成23年2月28日現在（外国人を含む）

※死者には、震災後の死者を除く。

(3) 家屋被害の状況

家屋の全壊・半壊等は3,878棟に及び、全家屋の59.6%が被災しています。

各地域の被害状況をみると、小枕・伸松で、一部損壊を含み、すべての家屋が被災したほか、町方、桜木町・花輪田で被災した家屋等の割合が高くなっています。

表2-5 被害状況別棟数

(単位：棟、%)

被害状況	被害区分	棟 数	被災率
流出	全壊	2,506	38.5
1階天井まで浸水	全壊	586	9.0
床上浸水1m+建物内ガレキ流入	大規模半壊	502	7.7
床上浸水	半壊	123	1.9
床下浸水	一部損壊	161	2.5
被災あり(計)		3,878	59.6
被災なし(計)		2,629	40.4
合 計		6,507	100.0

資料：大槌町総務部税務会計課（9月28日現在）

表2-6 地域別被害棟数

(単位：棟)

No.	地域名	全壊	半壊	一部損壊	合計
1	町 方	1,421	0	1	1,422
2	桜木町・花輪田	176	366	4	546
3	小枕・伸松	107	0	2	109
4	沢山・源水・大ケ口	215	175	82	472
5	安 渡	535	23	4	562
6	赤 浜	230	7	9	246
7	吉里吉里	355	45	24	424
8	浪 板	53	5	13	71
9	小 鎚	0	4	15	19
10	金 沢	0	0	7	7
	合計	3,092	625	161	3,878

3 これまでの復旧状況

(1) 救出・行方不明者捜索の状況

① 生存者救出状況

3月11日の発災直後から、警察、緊急消防援助隊等が協力し、道路も通っていない瓦礫の中を徒歩によるローラー的な捜索・救助活動を実施して、数百人の町民が救助されました。また、自衛隊合流後も、発災1週間まで生存者救出に注力し、23名の生存者が救出されました。

② 行方不明者捜索状況

警察では、3月16日広島県及び島根県警察機動隊約100名が浪板・吉里吉里地区での捜索活動の開始を皮切りに、これまで警視庁、千葉県警察、大阪府警察、神奈川県警察をはじめ、北は北海道警察、南は九州の福岡県警察の警察官が大槌町に派遣されており、現在も岩手県警察により行方不明者の捜索が続けられています。

(2) 避難者の状況

避難所は、震災津波発生当日の3月11日に城山公園体育館などに設置され、最大で6,173人が身を寄せました。8月11日に、城山公園体育館、安渡小学校、吉里吉里地区体育館の3箇所の避難所の閉鎖により、町内のすべての避難所が解消されました。

表2-7 避難所・避難者の推移

区 分	3月11日	3月13日	3月16日
避難所数	集計不能	38箇所	38箇所
避難者数	1,128人	5,144人	6,173人
備 考	初日	避難所数最大	避難者数最大

資料：大槌町災害対策本部

※3月11日の避難者数は城山公園体育館のみ

(3) 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅は4月29日に吉里吉里仮設団地が完成して以降、順次建設が進み、8月5日に吉里吉里第6仮設団地の完成をもって、全48団地、2,106戸の住宅が整備されました。

また、高齢者等共同仮設住宅40戸が整備されました。

表2-8 応急仮設住宅の入居状況（11月30日現在）

区 分	内 容
団地の数	48 団地
住宅の戸数	2,106 戸
うち入居世帯数	2,080 世帯
うち入居者数	4,769 人
高齢者等共同仮設住宅	40 戸
うち入居者数	17 人

資料：大槌町復興局被災者支援室

(4) 瓦礫撤去・処理の状況

震災津波により、家屋、民間事務所、自動車、船舶などが甚大な被害を受け、町の広い範囲が瓦礫の山に覆われました。

発災直後から、自衛隊や建設団体、ボランティアの方々の協力により、瓦礫の撤去を実施してきました。廃棄物の処理については、二次処理を岩手県に事務委託をしており、資源の有効活用を図るべく適正に処理を推進しています。

表 2-9 瓦礫推計量等 (12月6日現在)

瓦礫推計量	仮置場への搬入状況			
	仮置場設置数	仮置場面積	搬入済量	処理済量
709 千 t	17 箇所	31 ha	652 千 t	1.8 千 t

資料：大槌町地域整備部地域整備課

(5) 支援の状況

①自衛隊

震災直後の3月12日から生存者の救出から活動を開始しました。その後、7月24日の撤退まで、第5高射特科群（八戸）や第9戦車大隊（岩手）など延30部隊が4か月以上の長期間にわたり、町内での瓦礫の除去や道路の啓開などの復旧支援、避難所等に対する給水や給食、物資輸送などの生活支援、防疫など献身的に活動を展開しました。

表 2-10 自衛隊による復旧支援、生活支援の内容等

区分	内 容	活動総計	活動期間
復旧 支援	生存者救出	23 名	3月12日～3月18日
	ご遺体の発見・収容	635 体	3月12日～5月25日
	道路の啓開	6,828 m	3月16日～5月31日
	瓦礫除去	215,010 m ³	
	砂利運搬	4,812 m ³	
	道路清掃	5,135 m	
生活 支援	給 水	1,393.9 t	3月19日～5月18日
	給 食	331,601 食	3月14日～7月10日
	倉庫管理・物資輸送	2,912 食	3月19日～7月24日
	入 浴	72,579 名	3月21日～7月24日
	防疫活動	30,400 m ²	7月19日～7月20日

資料：自衛隊

②警察・消防

3月11日の発災直後から、警察、緊急消防援助隊等が協力し、道路も通っていない瓦礫の中を徒歩によるローラー的な捜索・救助活動を実施しました。その後も、警視庁をはじめ、全国の警察に応援をいただきながら、行方不明者の捜索、避難所や仮設団地内での治安維持、漂流物・拾得物の返還などの活動を展開しております。

表 2-11 警察・消防活動状況

区 分	活動内容
生存者救助	発災直後の生存者の救出活動
行方不明者の捜索等	捜索活動、行方不明者未発見・届出証明の発行手続き
治安維持活動	避難所・仮設団地等において、パトカー部隊や徒歩部隊によるパトロール活動、学校の登下校時の交通監視及び見守り活動、仮設住宅エリアの巡回及び警戒活動など
漂流物・拾得物の返還	金庫や貴重品等の拾得物件の所有者への返還（大槌町で発見・回収された金庫は、約 400 個）

③ボランティア

発災直後から多くのボランティアの支援をいただいております、これまでの受入人数は約 5 万人に及びます。

表 2-12 ボランティア受入状況（11 月 30 日現在）

区分	受入数	支援活動内容
団体数	3,518 団体	○浸水被害住宅の泥出し・家財撤去、瓦礫撤去、側溝の泥出し
受入総人数	49,029 人	○炊き出し、イベント運営、ニーズ調査、引越し支援、避難所支援 ○仮設団地での給茶、住環境点検、物資配布 等

資料：大槌町社会福祉協議会 復興支援ボランティアセンター

④他自治体からの人的支援

発災直後から避難所の運営や支援物資の配送など被災者支援業務を中心に、県内外の市町村や都道府県の多くから短期的な職員派遣を受けてきました。また、5 月からは、岩手県などから長期的な職員派遣を順次受け入れており、仮設住宅の設置・運営や義援金等受付などのほか、戸籍事務や福祉相談など広範囲な分野の業務を担っていただいております。

表 2-13 人的支援状況（3 月 17 日～9 月 30 日）

区 分	延べ数	主 な 内 訳
県内市町村	3,067	市長会、町村会、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、矢巾町、雫石町ほか
県外市区町村	3,938	札幌市、旭川市、東京都市長会・町村会、大阪府豊中市、大阪府堺市、奈良県斑鳩町、宮崎市ほか
岩手県	3,394	
他都道府県	5,376	関西広域連合、秋田県、埼玉県、栃木県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県ほか
国	76	国土交通省
計	15,851	

資料：岩手県からの提供資料を基に大槌町にて作成

表 2-14 主な支援内容

区 分	主 な 支 援 内 容
県内市町村	避難所運営、物資配送支援、遺体収容支援、埋火葬受付、遺体安置所運営、保健活動、こころのケア、障害者支援、窓口業務支援、駐車場誘導
県外市区町村	物資仕分け、保健活動、窓口業務、罹災証明事務、連絡調整
岩手県	避難所運営、埋火葬受付、遺体安置所運営、保健活動、障害者支援、物資搬送、瓦礫撤去監督、義援金交付事務、連絡調整、支援職員の現地調整
他都道府県	避難所運営、物資仕分け、遺体収容支援、埋火葬受付、遺体安置所運営、保健活動、こころのケア、窓口業務、義援金等受付、駐車場誘導
国等	施設復旧支援

資料：岩手県からの提供資料を基に大槌町にて作成

⑤ 給水活動

3月17日から、社団法人日本水道協会加盟48事業体（うち、関西支部加盟43事業体、東北支部加盟5事業体）から避難所や在宅避難者への応急給水活動を展開しました。特に、神戸市水道局においては、応急給水活動の開始当初から最後まで職員の派遣を継続していただきました。さらに、6月25日に給水タンク車を無償譲渡していただき、避難所が閉鎖されるまでの間、給水タンク車による給水活動を行うことができました。その後も、水道事業の災害復旧及び災害査定業務の支援や、水道施設の復興計画策定まで支援を継続していただいています。

表 2-15 応急給水支援状況（7月31日現在）

区 分	受入数等	備 考
活動自治体	48 事業体	(社)日本水道協会関西支部加盟43事業体、東北支部加盟5事業体
給水タンク車	425 台	90日間の延べ台数
給水量	2,305 m ³	90日間の合計水量
対象地区	町内全域	3月停電時は全地区、その後避難所及び在宅避難者

資料：大槌町水道事業所

4 復興に向けた課題

(1) 防災・災害対策面

国土交通省の被災現況調査（㈱東京建設コンサルタント・㈱邑計画事務所が共同受託）によって、当町における被災者の避難実態等について調査が進められ、同調査を通じて防災面での課題が、次のとおり明らかになっています。

当町においても、今回の大震災津波による被害等の検証作業を実施する予定としており、将来のまちづくりに当たっては、二度とこのような災害による被害を繰り返さないため、外部の調査結果や町の検証結果などを十分に活かして、災害対策を講じていく必要があると考えます。

国土交通省「被災現況調査結果」

① 住民の津波に対する防災意識が低かった

住民の平時からの津波浸水想定への認知度や、実際の地震時の津波来襲への認知度が低かった。このことから住民の津波リスクの理解が充分でなく、地域全体として災害に備える態度が適切に醸成されていなかった可能性がある。

② 適切な津波避難行動ができなかった

人的被害が大きかった。このことは、迅速に高所に避難すれば助かる津波避難において、住民の多くで適切な津波避難行動がとられなかったことが原因と考えられる。この点は、住民の避難時の情報取得行動、避難行動の実態からも推察される。

③ 高齢者等の災害時要援護者に人的被害が集中した

死者・行方不明者のうち、高齢者等の災害時要援護者の占める割合が高かった。また、避難の遅れた要援護者の避難支援を行っていた方が津波に流されるなどの悲惨な事例も把握されている。地域の共助による災害時要援護者の避難支援のための仕組みづくりが喫緊の課題である。

④ 避難場所・避難経路が適切に機能しなかった

事前に定められた津波避難場所において、想定を上回る津波の来襲により、避難者の危険な再避難が行われたり、実際に避難者が津波に流されるなどの事例が発生した。また、地域によっては安全な津波避難場所・避難経路が整備可能な適地はあったが、実際には整備に至らず、結果的に「地域に逃げる場所がない」という誤った認識につながっているケースも把握されている。これらのことから、想定を上回る津波の場合でも適切に機能する避難場所の整備や、住民との協働による津波避難場所の検討が充分に取り組みされていなかったことが推察される。

⑤ 住民の自主防災体制の構築に課題が見られた

被災後の住民同士の協力による避難所運営や被災者同士の共助が活発に行われた地域があった一方で、それが十分に構築されなかった地域もあり、地域間での共助支援のあり方にアンバランスが発生していた。これは地域全体として平時から自主防災組織や町内会等の組織化、活性化の取り組みが地域まかせであって、これを積極的に支援する体制が充分でなかったことが原因と考えられる。

⑥ 行政としての危機管理体制上の課題が明らかとなった

地震直後に災害対策本部を庁舎前に設置したため町長や管理職を含む多くの職員が被災し、また、庁舎自体の被災により行政機能が危機的に低下した。津波が予想される場合における災害対策本部の設置場所を浸水予想地域外とするほか、優先業務の選定や自治体クラウドの活用等を内容とする業務継続計画の策定が喫緊の課題となっている。

(2) 人口動態面

震災後の11月30日現在の大槌町の人口（以下「震災後人口」）は、13,404人、震災前の2月28日現在の15,994人と比べ、2,590人（△16.2%）の減少となっています。転出届を出さないまま、釜石市や盛岡市、花巻市など他市町村で避難生活をしている町民も多数見受けられます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成20年12月推計）によると、2005年（平成17年）の総人口は16,516人となっていますが、約25年後の2035年（平成47年）には、1万人を割り込み、9,850人（△40.4%）となっています。現在の人口規模は、将来推計人口の2020年（平成32年）と同規模です。

また、人口構成をみると、震災前15歳から64歳の生産年齢人口が全体の6割を占めていますが、55歳から64歳までの人口が全体の約2割を占めており、人口減少が予想されるなか、急激な高齢化の進展が予想されます。将来のまちづくりに当たっては、このような人口動向にも十分に配慮していく必要があると考えます。

表2-16 大槌町人口の推移（人口区分別） (人、%)

区 分	震災前	震災後	減少数	減少率
年少人口	1,758	1,449	△309	△17.6
生産年齢人口	9,167	7,927	△1,240	△13.5
(15～19歳)	806	713	△93	△11.5
(55～64歳)	2,762	2,411	△351	△12.7
高齢人口	5,069	4,028	△1,041	△20.5
総 数	15,994	13,404	△2,590	△16.2

資料：大槌町民生部町民課

※震災前（平成23年2月28日現在）、震災後（平成23年11月30日現在）

表2-17 将来推計人口 (人)

区 分	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
年少人口	2,154	1,778	1,466	1,228	1,064	939	830
生産年齢人口	9,657	8,750	7,728	6,778	6,006	5,328	4,717
高齢人口	4,705	4,904	5,145	5,183	4,957	4,640	4,304
総 数	16,516	15,432	14,339	13,188	12,028	10,907	9,850

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）

※年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）

(3) 地域経済面

震災により甚大な被害を受けた社会経済基盤の復旧のためには、防潮堤の構築、沈下した土地の嵩上げ、区画整理等の大規模事業が必要不可欠であり、被災した事業者が従前どおり事業を再開できるようになるまでには時間がかかることが見込まれます。

このため、仮設施設等での営業再開となる場合も多いことから、事業者に対する支援策は短期的・臨時的なものとならざるを得ませんが、本格的な営業再開の際にはスムーズに再開できるよう、経営安定化に向けた継続的な支援を行う必要があります。

また、農林漁業においては、以前から従事者の高齢化による担い手不足、所得の向上などといった構造的な問題を抱えており、大震災によってこうした問題が一気に深刻化したところであり、単に生産基盤を元に戻すだけでは、持続的な発展が望めないと考えます。

さらに、地域経済の活力を維持していくためには、企業誘致や新事業の創出等により、常に新しい企業や人材を地域に呼び込み、交流を進める必要があります。

(4) 教育環境面

震災において、学校施設 7 校（幼稚園 2 園、小学校 4 校、中学校 1 校）及び社会教育施設 23 箇所（公民館 5 箇所、集会施設 7 箇所、図書館 1 箇所、運動場 10 箇所）が被災しました。

学校施設においては、幼稚園 1 園で園舎の改修を行い保育を再開しているほかは、仮設の園舎・校舎での保育・授業を余儀なくされており、十分な学習環境を整えるためにも、園舎・校舎の建設が急務となっています。なお、建設に当たっては、子どもたちの生命を守るため、津波浸水区域外への高台移転を基本方針とし、災害発生時における避難施設としての機能を併せて整備していく必要があります。

また、社会教育施設においては、公民館は仮設分館、図書館は移動図書館により業務を再開しているほかは、施設の移転場所、時期ともに定まっておらず、生涯学習・生涯スポーツの振興を図るうえでも施設の建設が急務となっています。

(白紙)

第3章 復興まちづくりの基本的考え方

1 まちの将来像

海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある「美しいまち」

(1) 将来像の実現に向けたビジョン

○ 安全で安心して暮らせるまち

適切な避難施設の配置や災害情報発信の高度化等を図り、高齢者や障がい者、漁業従事者、観光客などを含むすべての町民や来訪者が津波から生命を守ることができ、災害時には地域が助け合う安全で安心して暮らせるまち

○ 地域で町民が寄り添い支え合うコンパクトなまち

市街地の拡散を防ぎ、地域の活力の根本である生活文化や地域のコミュニティを尊重し、町民が寄り添い、互いに支え合う暮らしができるコンパクトなまち

○ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち

大槌ならではの魅力ある地域資源を活かし、多様な交流・連携により、新規事業が創出され、産業が興る、活力あるまち

○ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち

リアス式海岸特有の海と山に囲まれた大槌町ならではの自然景観を活かし、交流人口の拡大につながるような、自然と調和したこだわりのある美しいまち

○ 地域に対する誇りや愛着を大切にすまち

住民の地域に対する誇りや愛着を大切にし、大槌町としての独自性を継承しながら、地域の歴史や文化を尊重したまち

(2) 復興まちづくりの体系

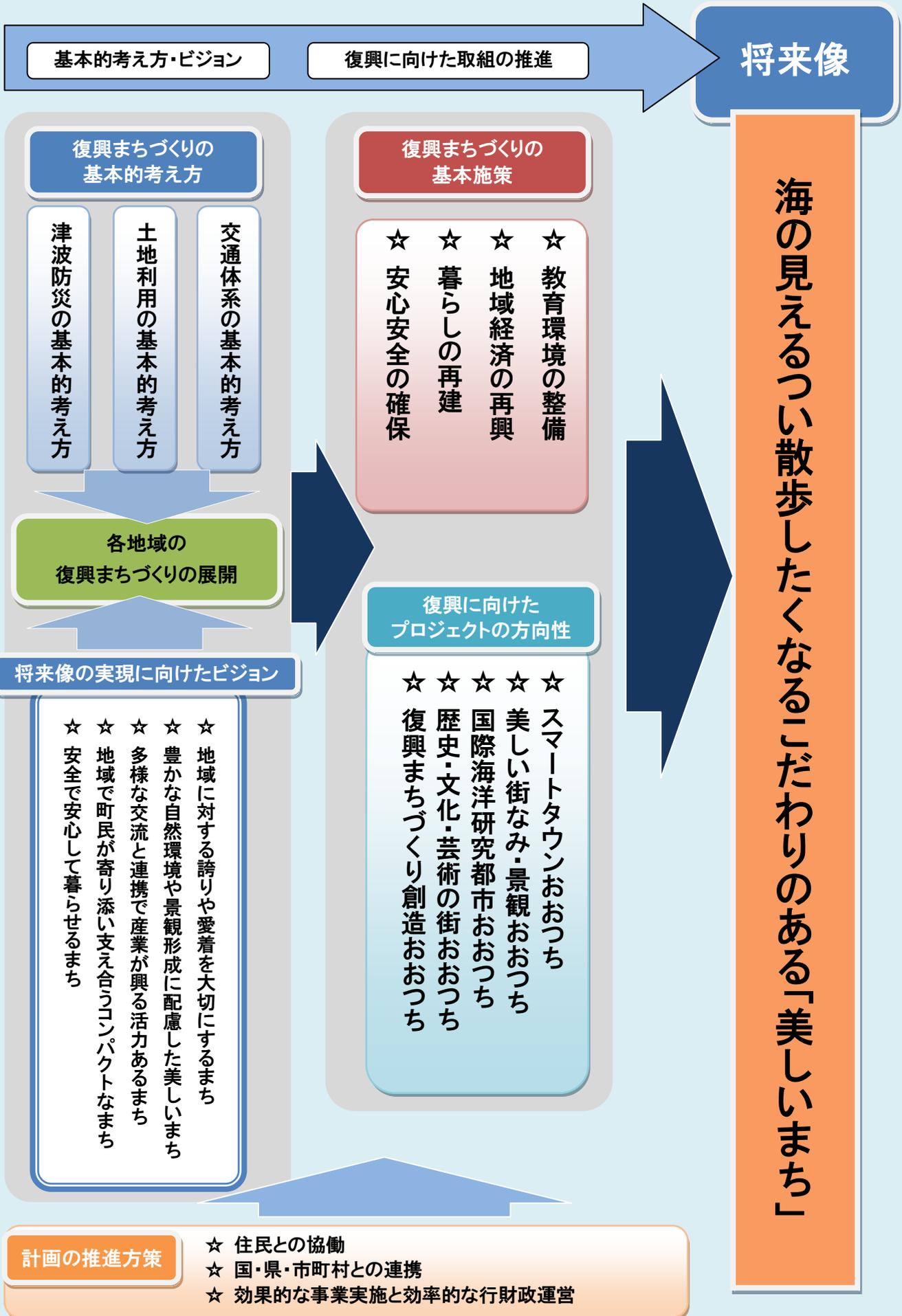
大槌町の復興まちづくりは、津波防災、土地利用、交通体系の基本的考え方をもとにし、各地域復興協議会（町内 10 地域）のまちづくりの方向性を尊重し、宅地造成などの社会基盤整備を進めていきます。

町民の生活を支える4つの基本施策と、町の将来的な発展につながる創造的な復興を図る5つの重点プロジェクトにより、大震災津波からの復興を図るため、保健・医療・福祉の充実、産業や雇用など地域経済の活性化、教育や文化・スポーツ振興などに取り組みます。

今後、町単独で復興計画に盛り込まれた、すべての施策、事業、取組を実施していくことは困難です。計画を推進するに当たっては、国・県・市町村との連携のもと、新たな気持ちで、心をひとつに、町民が一丸となって、新しい大槌町の再生を進めなければなりません。

このことから、計画の推進に当たっては、「住民との協働」、「国・県・市町村との連携」、「効果的な事業実施と効率的な行財政運営」を基本に取り組みしていくこととします。

【復興まちづくりの体系】



2 復興まちづくりの基本的考え方

(1) 現状認識

これまでの津波対策は、既往最大の津波の痕跡高を基準として防潮堤や防波堤など海岸保全施設や河川構造物等により防御し、防潮堤の内地を浸水させない施策を中心に展開してきましたが、今回の東日本大震災津波は想定をはるかに超える規模で来襲しました。

表 3-1 往津波別、最大津波水位

(単位：m)

地域名	痕跡高 (最大値)				計算値	現況堤防 計画高
	1896年 明治三陸	1933年 昭和三陸	1960年 昭和チリ	2011年 東日本 大震災	想定 宮城県沖	
大槌漁港海岸	4.2	3.4	3.9	13.6	2.6	6.4
吉里吉里	10.7	6.0	3.7	19.0	1.7	6.3
浪板	10.7	8.8	2.8	18.6	2.6	4.5

大槌町では、宮城県沖地震による大津波を想定して、海岸保全施設の整備の推進や自主防災組織の結成など「自助」、「共助」、「公助」による防災対策に取り組んできましたが、近年の津波警報発令時において大規模な津波被害は発生せず、安全を過信してしまったことや、停電により防災行政無線が十分に機能しなかったことなどから、町民の多くが迅速な避難活動を行うことなく、被災しました。自動車での避難中に渋滞に巻き込まれ、被災した町民も多かったです。

また、高台等への避難は、足腰の弱った高齢者等には困難を極め、救出に向かった町民も被災したほか、交通整理中の警察官や水門の閉鎖作業に従事した消防団員等も押し寄せる津波から避難できずに被災しました。

さらに、津波によって引き起こされた火災によって、残った市街地を焼き尽くし、多くの町民の人命のほか、流失を逃れた財産をも焼失することになりました。

このような津波や火災によって、道路、通信、電力など公共的社会基盤が寸断されたことにより、各地に住民の多くが孤立したことから、迅速な被災者の救援・救助活動に支障を来しました。一方、国道 45 号が浸水し寸断されるなか、県道大槌小国線は、町民の生命を守る唯一の緊急輸送道路として多くの町民の救助や避難のために利用されたところです。

町役場、消防署、警察署など災害対策を担うべき行政機関や、患者の医療活動を担うべき病院等の被災によって、活動拠点を失ってしまうとともに、町職員や消防団員等の多くが被災したことが、その後の応急復旧活動の展開に大きな遅れが生じる結果となりました。

被災地域が広域的にわたり被害が甚大で、仮設住宅の入居までの避難所生活が長期化したことなどから、被災者の多くが疲弊し、他市町村への一時避難や転出も余儀なくされたところです。

(2) 津波防災の基本的考え方

① 総論

大槌町を含む三陸沿岸地域は、過去数十年に一度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。今回の津波は過去の歴史に残る津波のなかでも最大規模の災害となりましたが、将来においても繰り返し津波が発生し、どのような海岸保全施設等を整備しても、さらに上回る津波が来襲することは否定できません。

このような津波の災害リスクと向き合い、「避難する、避難できる」を基本とし、津波による犠牲者を一人も出さない「津波災害に強い安全・安心なまちづくり」を目指し、海岸保全施設等で人命・財産を防御する従来の考え方から、仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」の考え方とします。

減災の推進に当たっては、①防災教育の推進や防災体制の強化、②防潮堤など海岸保全施設の整備推進、避難路や避難施設等の整備、高台移転や土地の嵩上げ、③住居等の建築制限など土地利用規制等を組み合わせた「多重防災型まちづくり」を取組の基本とします。

表 3-2 防災対策の考え方

津波の規模		防災対策の考え方
数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波	明治三陸津波 等	人命及び財産を守る。
今回と同程度の過去最大クラスの津波	東日本大震災津波	人命を守るため、被害をできるだけ最小化する措置を行う。

表 3-3 「多重防災型まちづくり」の主な取組内容

主な取組内容
○防災教育の推進
○地域防災計画の見直しや災害時の情報伝達の多様化など防災体制の強化
○防潮堤など海岸保全施設の整備推進
○道路盛土の嵩上げなど津波防護施設の整備
○避難路や避難施設の整備
○高台移転や土地（宅地等）の嵩上げ
○都市計画法の用途規制、建築基準法の建築規制など土地利用規制

② 海岸保全施設

防潮堤の整備に当たって、最新の津波解析手法の結果、今回と同程度の過去最大クラスの津波から防潮堤の内地を浸水させないためには、大槌湾内で T.P. +25.5m、船越湾内で T.P. +22.4m もの高さの巨大な防潮堤の建設が必要となります。

県では、このような巨大な防潮堤の整備は、建設の期間、施設整備や維持管理にかかる経費、海岸の利用や環境、さらに、これを上回る津波来襲も否定できないことなどを考慮すると、現実的ではなく、原則として数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波（対象津波：明治三陸津波等）に対して海岸保全施設を整備するとの考え方を示しています。

さらに、過去最大クラスの津波シミュレーションの浸水域等を鑑み、大槌湾及び船越湾内の防潮堤の高さが設定されています。

町としては、町民の安全性や安心感、宅地等の土地確保や住宅再建までの期間、街並みの景観や観光振興面での影響を熟考のうえ、県が示した防潮堤の高さを基本とし検討します。ただし、町民の安全性や安心感、住宅再建までの期間等に支障がないと判断される場合、地域復興協議会からの提案を尊重した防潮堤高となるようにします。

また、多くの消防団員が防潮扉の閉鎖作中に被災したこと、また越流水による洗掘が原因で防潮堤が倒壊したことから、水門・門扉の遠隔操作など消防団員の安全性や構造の強度を高めたものとする、また、無機質なコンクリートの剥き出しは避けるなど街並み景観との調和、道路利用など公共性などに十分に配慮した整備となるように取り組みます。

表 3-4 海岸保全施設の復旧高（町の考え方）

区分	地域名	施設の種類	高さ	
			現況高	復旧高
大槌湾	町方・安渡	防潮堤	6.4m	14.5m
	小枕・赤浜	防潮堤	6.4m	6.4m
船越湾	吉里吉里	防潮堤	6.3m	12.8m
	浪板	防波堤・防災林	4.5m	4.5m

※大槌川水門、小槌川水門を含む

(3) 土地利用の基本的考え方

① 総論

多重防災型まちづくりは、高台移転を基本とします。

この場合、高台等ですべての宅地等の確保は困難であることから、今回の津波浸水範囲に盛土するなどによって安全度を高めた宅地等を確保します。

また、早期の生活再建を促進するため、公営住宅の建設を優先的に進めます。

今後の復興まちづくりに当たっては、地域コミュニティが一体となったコンパクトで、景観や歴史、文化などに配慮した美しいまちづくりを目指します。

② 住宅再建の方針

防潮堤など海岸保全施設の整備によっても、今回と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、津波浸水が予想されない区域（津波浸水区域外）への高台移転等を基本とします。

しかしながら、平たん地が少ない当町では、すべての住宅を津波浸水区域外の高台等に移転することは、急峻な山間地において切土による広大な宅地造成が必要となり、住宅の再建までに長期の年月を要します。

このことから、海岸保全施設の整備推進のほか、道路や鉄道の嵩上げ（二線堤の整備）により津波からできるだけ防護し、盛土などにより安全度を高めた区域を新たに整備して、不足する宅地等を確保します。

切土や盛土などの宅地造成は、今後実施予定の住宅再建に関する意向調査の結果等を踏まえ、適正な面積とします。また、造成が済んだ区域から順次住宅建設ができるような事業手法を検討します。

高台移転等に伴う移転先の土地購入に当たって、出来るだけ被災者の負担が生じないように移転元の買取価格等に十分に配慮していきたいと考えます。

③ 公営住宅の整備方針

公営住宅の整備戸数及び建設地等は、今後実施予定の意向調査結果等を踏まえ、早急に決定します。また、公営住宅の整備を最優先課題とし、平成 24 年度末頃から入居できるように取り組みます。

入居者の決定に当たっては、震災前の地域コミュニティの絆を重視した配慮を行います。

公営住宅は、将来的には町民による買取りを視野に入れ、戸建住宅の整備も含めて検討します。

④ 住宅再建の目標年度

復興計画の計画期間の 8 年間（平成 30 年度末）にすべての町民の住宅再建を目指します。

⑤ 公共施設の整備方針

役場庁舎、学校、公民館、図書館、消防署などの公共施設の整備は、津波浸水区域外又は安全度を高めた区域への整備を基本とします。ただし、復興まちづくりの全体像や施設の機能など総合的に勘案しながら慎重に配置先等を検討します。

公共施設は災害時の避難場所、救助活動等の拠点として発電機の整備、物資等の保管など機能強化を図ります。

⑥ 避難路、避難施設の整備方針

津波到達時間が短い海岸部等では、夜間においてもおおむね5分以内で避難が可能となるような避難路や避難施設を整備します。

また、地震発生直後30分以内にすべての町民が安全な場所に避難することができるよう、徒歩での避難に対応した安全で確実な避難路と避難施設を確保します。

整備に当たっては、高齢者や障がい者等に配慮し、避難施設の十分な収容スペースと併せ、情報通信手段、非常用発電設備、食糧備蓄など災害への備えを万全にします。

⑦ 土地利用の規制方針

今回の津波浸水範囲のうち、海岸保全施設の整備のほか、道路の嵩上げ、宅地の盛土など基盤整備により、津波による浸水深が一定の程度(※)に抑えられる場合、住居の建築が可能な区域とします。

一方、今回の津波浸水範囲のうち、浸水深が一定の程度を超える場合など、建築基準法に基づく建築制限区域の指定、都市計画法に基づく用途地域の指定、又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域の指定等によって住居等の建築を制限する方向に誘導します。

具体的な区域及び規制内容は、実施計画において示します。土地利用規制は実施計画の公表後、速やかに実施する方向で検討します。

表3-5 土地利用規制の主な手法例

法律名	区域名	規制内容	判断基準
建築基準法	建築制限区域	住宅の立地禁止	浸水深等
都市計画法	用途地域	土地利用の用途制限	
津波防災地域づくり法	津波災害特別警戒区域	住宅の構造規制等	

※「一定の程度」：浸水深1.5～2m程度を目安と考えますが、実際の区域は地理・地形などを踏まえて総合的に判断します。

(4) 交通体系の基本的考え方

① 総論

今回の震災では、三陸縦貫道の一部供用区間が緊急避難道路として利用され、多くの人命の救出等に効果があることが証明されました。高規格道路として整備される三陸縦貫道が、国道 45 号が被災した場合の代替ルートとしての機能が確保されるようにします。

また、国道 45 号や主要県道など広域幹線道路が寸断され、被災者が各地に孤立したことから、防災拠点機能を有する町の中心部と町内各地区を結ぶ幹線道路についても少なくとも災害時の代替性をもつ交通ネットワークとして整備します。

② 三陸縦貫道

復興道路として事業を促進するため、用地の買収を進めるとともに、国道 45 号の代替ルートとして機能を発揮できるように、災害時の緊急避難等に資する出入口の整備を働きかけていきます。また、観光産業の創出等に資するサービスエリアの設置を働きかけていきます。

③ 国道 45 号

国道 45 号は、釜石市、山田町を結び、通勤、輸送などの血脈として、町民の生活、経済基盤を支える重要な道路です。各地域の復興まちづくりの方向性を踏まえ、津波防護に資する道路整備を働きかけていきます。

④ 県道

県道は、各地域間を結ぶ主要な幹線道路であることから、早期に復旧を求めるとともに、各地域の復興まちづくりの方向性を踏まえ、津波防護に資する道路整備を働きかけていきます。特に、主要地方道大槌小国線は県都盛岡市と大槌町を結ぶ最短ルートであるとともに、緊急輸送道路として位置付けされており、安全かつ迅速な往来ができるよう、土坂峠のトンネル建設着手を強力に働きかけていきます。

⑤ 町道、林道

各地域の復興まちづくりの方向性を踏まえて、道路整備を進めます。なお、道路周辺の社会基盤整備の状況や基盤整備の方針を踏まえつつ、現路線を基本とした復旧を目指します。

⑥ J R 山田線

J R 山田線の早期の復旧を目指します。なお、各地域の復興まちづくりの方向性を踏まえ、津波防護に資する鉄道整備を働きかけていきます。

⑦ バス

バス交通は、日常における町民の重要な交通手段であることから、利用しやすい路線の設定や運行計画の改善などにより充実を図ります。

第4章 復興まちづくりの基本施策

4つの基本施策のもと、次の取組の方向性に基づき、復旧・復興にむけた取組を展開していきます。

基本施策	取組の方向性	取組項目	
1 安全・安心の確保	1-1 協働による防災体制の確立・充実	①自主防災組織化の推進	
		②防災意識の普及啓発	
		③地域の災害危険個所の把握	
		④防災訓練の実施	
		⑤防災資機材などの備蓄	
		⑥地域防災力の向上	
	1-2 復興まちづくりの住環境の整備	①住民参画による地域別土地利用計画等の策定	
		②安全な土地利用の推進	
		③宅地造成など土地基盤の整備	
		④災害公営住宅の整備	
	1-3 災害に強い社会基盤の整備	①海岸保全施設の整備推進	
		②災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備	
③避難路、避難施設（後方支援基地）の整備			
1-4 町民の生命を守る体制の強化	①消防防災体制の強化		
	②救急救助体制の強化		
2 暮らしの再建	2-1 被災者の生活再建支援	①生活再建の支援	
		②仮設団地の環境改善	
		③住宅再建の支援	
	2-2 町民が元気で安心して暮らせる保健福祉の推進	①健康づくりの推進	
		②地域福祉の向上	
		③高齢者が安心して暮らせる社会の確立	
	2-3 町民が快適に生活できる生活環境基盤の整備	①下水道施設の復旧等	
		②安心・快適な給水の確保	
		③快適な生活空間の確保	
		④災害瓦礫の適正処理	
	2-4 ICT（情報通信技術）や再生可能エネルギーの活用	①災害に強い情報システムの構築	
		②地域情報化の推進	
		③スマートエネルギータウンの推進	
		④行政システムの効率化	
	3 地域経済の再興	3-1 水産業の復旧及び復興の推進	①生産基盤の早期復旧
			②事業者及び漁業協同組合の経営支援
③新たな水産加工団地の整備			
3-2 商業、工業及び観光業の復旧及び復興の推進		①新たなまちづくりと連動した商業集積の形成	
		②工場の再配置促進による企業間交流の活性化	
		③「おおつち型観光」の確立による観光産業の振興	
		④起業の促進による雇用の創出	
3-3 復興を牽引する農林業・農山村の振興		①農業生産基盤の有効利用による地域特性を活かした産地形成	
		②復興需要を契機とした林業振興	
		③農林畜産物の高次加工と流通・販売の促進	
4 教育環境の整備		4-1 地域を担う子供たちの教育環境の向上	①教育環境の向上
			②就学の援助
	③施設環境の整備		
	4-2 町民の主体的な文化スポーツ活動の促進	①社会教育施設等（公民館・集会所及び図書館）の復旧	
		②スポーツ・レクリエーション施設の復旧	
		③文化財の保存・継承のための調査の迅速化	
		④防災文化の継承	

1 安全・安心の確保

「津波災害に強い安全・安心なまちづくり」を目指し、海岸保全施設等で人命・財産を防御する従来の考え方から、仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」を推進していく必要があります。その取組に当たっては、地域防災計画の見直しにより防災関係機関の連携協力や自主防災組織などとの協働を進めるとともに、防災教育の徹底や防災訓練の実施などを通じて防災意識の向上に努めます。

また、災害発生時の情報伝達体制の整備、避難施設としての集会所等の建設、防災資機材などの計画的な備蓄、自主防災組織の育成などを通じて、地域防災力の強化を図ります。特に、災害緊急時における住民に対する確実で、迅速な情報提供を可能とする災害に強い情報システムを構築していきます。

さらに、被災者に占める高齢者の割合が高いことから、身体の不自由なお年寄りや障がい者でも確実に避難できる避難場所や避難道の整備などに取り組みます。

被災者の早期の生活再建を図るため、計画的に土地区画整理や盛土などの宅地造成等を実施し、住宅の建築を促進します。また、各地域に道路、公園、緑地等を適切に配置し、より快適な生活環境を整備のうえ、町民が安らげる憩いのある復興まちづくりを目指します。また、災害時に代替性をもつ交通ネットワークとしての幹線道路や水害を防ぐ排水路の整備など、安全なまちをつくる社会基盤整備を推進します。

町民の生命を守る消防、防災、救急・救助の拠点である消防署や消防屯所など消防施設が被災したことから、消防車両及び資機材などの整備とともに、その早期復旧を目指します。また、災害に迅速に対応できるよう消防団員の確保と育成を図ります。

【取組の方向性】

- 1-1 協働による防災体制の確立・充実
- 1-2 復興まちづくりの住環境の整備
- 1-3 災害に強い社会基盤の整備
- 1-4 町民の生命を守る体制の強化

1-1 協働による防災体制の確立・充実

(1) 目的

地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関の連携協力や自主防災組織などとの協働による防災に関する計画の作成や見直しを行い、実際の災害を念頭に置いて、より実践的な訓練などを実施します。

(2) 現状と課題

今回の震災の被害状況を明確にするとともに、地域防災計画の見直しを進め、地域に密着した活動を行ってきた消防団、自主防災組織の再構築を図り、地域住民が消防防災の専門機関である消防本部・消防署などの防災関係機関との緊密な連携・協力のもと、多重化した防災機能をもつ災害に強いまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

災害時に被害の発生及び拡大を防止するためには、地域住民が防災に関する正確な知識を有することとキーパーソンとなる地域リーダーの育成が必要です。また、防災講習会や自主防災組織への意識啓発のための活動実施、訓練の助言などを行う防災士の育成も重要です。

町民による町民のためのまちづくりを進めるため、避難対策、防災対策について、町民との話し合いを推進する必要があります。また、未来を担う子供たちに対して、震災の映像等の記録、町民の記憶や教訓の伝授、公開を進める必要があります。

身体に不自由なお年寄りでも避難できるまちづくりを進めるため、自主防災組織や消防団と連携・協力のうえ、水防法や土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成する必要があります。

災害時の危険箇所の実態把握や災害履歴等の確認のための実地踏査のあり方を検討するとともに、地域住民に対して地域固有の防災における認識を高める必要があります。

いつ災害が発生しても、これに対応できるようにするため防災関係機関や自主防災組織と連携し、あらゆる角度から防災訓練を行い、防災活動に必要な知識・技術を習得しておくことが必要です。

災害時の情報収集・伝達、救出、救護、避難誘導、給食・給水などの役割を果たすための資機材など計画的な備えと、備蓄に関する情報の周知が求められています。

また、大規模災害における避難所運営や地域における防災資機材備蓄のあり方などを検討するとともに、各家庭に対しては防災資機材などの備蓄の推進の啓発を図ることが必要です。

(3) 取組項目

① 自主防災組織化の推進

町内会をはじめ、既存の団体や組織、グループなどと連携を図りながら、全地域の自主防災組織化を図り、地域防災計画の見直しにより、誰もが安全に暮らせる組織体制をつくります。

② 防災意識の普及啓発

防災教育の徹底（全町民参加での避難訓練、学校、地域の防災教育、津波の伝承等）を図り、防災知識の普及と、防災に関する十分な意識・知識・技能を有する防災士や自主防災組織のリーダーの養成を計画的に実施していきます。

③ 地域の災害危険箇所の把握

津波被害及び避難実態の調査と検証を行い、消防団、関係機関との連携、町内会・自主防災組織などとの協働により、年次計画を策定の上、現地踏査を踏まえて地域の災害危険箇所などを把握し、ハザードマップ（洪水、土砂災害）を作成します。

④ 防災訓練の実施

防災関係機関や自主防災組織などとの連携・協力とともに、海沿いの地域と金沢、小鎚両地域の連携強化を図り、定期的に防災訓練を実施し、備蓄食料等の点検・更新を進めます。

また、あらゆる角度から課題や問題点を明らかにしながら、地域防災計画等の抜本的な見直しを行っていきます。

⑤防災資機材などの備蓄

各種補助事業などを導入し、自主防災組織などとの協働により、公的防災資機材などを計画的に備蓄するとともに、その情報と使用方法等の周知を図ります。

また、町広報誌や町ホームページなどを通じて、各家庭に防災の意識啓発と併せ防災資機材などの備蓄推進についても啓発活動を行います。

⑥地域防災力の向上

自主防災組織と町内会・自治会の再編、研修実施、リーダー育成等を図るとともに、防災行政無線の復旧、災害発生時の情報伝達体制の整備（役場体制の見直しとICT（情報通信技術）活用による防災行政無線のデジタル化等）、物資庫の整備、地域防災計画の策定等により、地域防災を推進します。

表 4-1 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
①自主防災組織化の推進	啓発	組織化	
②防災意識の普及啓発	防災意識普及啓発 防災士等育成	自主防災組織リーダー育成	
③地域の災害危険箇所 の把握	年次計画策定 調査実施	ハザードマップ作成	
④防災訓練の実施	訓練実施	実践的訓練実施	防災計画見直し
⑤防災資機材などの 備蓄	防災資機材の備蓄 各家庭備蓄促進	防災拠点施設設置	
⑥地域防災力の向上	防災行政無線復旧		

1-2 復興まちづくりの住環境の整備

(1) 目的

町の経済活動の復興や生活再建に向け、被災した町民が応急仮設住宅から早期に住宅再建ができるよう、宅地など土地基盤の整備や公営住宅の建設などを通じた住環境の整備を進めます。住環境の整備に当たっては、より快適な生活環境づくりを図りながら、地域コミュニティに配慮したコンパクトな市街地の形成を目指します。

(2) 現状と課題

被災した町民の多くが早期の住宅再建を望んでおり、被災した住宅地の土地利用計画とともに、住宅再建が可能な時期や再建場所等についての関心が非常に高くなっています。

住宅再建に当たっては、都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業などでは被災者の経済的負担も異なることから、早期の事業着手には町民の事業への理解と協力が大きな課題となります。

中心市街地の町方地区をはじめ、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の広範な地域において、壊滅的な被害を受けたことから、巨額な事業費が必要となります。将来の町財政負担を考慮しながら、適正な事業規模、工法や工期などを検討する必要があります。併せて、事業実施に当たっては、できるだけ被災者の経済的負担が生じないように、十分に配慮し、町民にとって最も有利な事業手法を選択して実施していく必要があります。

高齢者など被災者が安全に安心して元の暮らしに戻ることができるよう、地域コミュニティに配慮しながら、快適で良質な災害公営住宅を整備していく必要があります。

(3) 取組項目

① 住民参画による地域別土地利用計画等の策定

土地の用途など土地利用計画の策定のほか、都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業など事業手法の決定に当たっては、地域復興協議会等を通じた各地域の住民意見の聴取、地域住民間の合意形成等を地域別に図っていきます。

また、宅地など土地基盤の整備に当たっては、特区制度に基づく土地関係法令の手続きの簡素化を踏まえながら、関係機関との十分な連携のもと、計画的かつ迅速に基盤整備事業を実施します。

② 安全な土地利用の推進

土地利用に当たっては、「土地利用の基本的考え方」に基づき、住居の建築が可能な区域等を確保しつつ、浸水深が一定の程度を超える場合など、建築基準法に基づく建築制限区域の指定や都市計画法に基づく用途地域の指定等によって住居等の建築を制限する方向に誘導します。具体的な土地利用規制は、実施計画に基づき、実施します。

また、防潮堤など海岸保全施設の整備推進や盛土造成等により、安全度を高めた区域について順次土地利用が可能となるよう規制の見直しを行います。

③ 宅地造成など土地基盤の整備

地域別の土地利用計画等に基づき、都市再生区画整理事業による換地や、防災集団移転促進事業による高台移転などに必要な土地基盤の整備を実施します。

高台移転や盛土造成等により安全な土地を確保しつつ、造成が済んだ区域から順次住宅建設ができるように計画的に住宅再建を進めます。

④ 災害公営住宅の整備

災害公営住宅の整備は、今後実施予定の意向調査結果等を踏まえ、住宅戸数及び建設地等を早急に決定のうえ、平成24年度末頃から入居できるように取り組みます。

また、入居者の決定に当たっては、震災前の地域コミュニティの絆を重視した配慮を行うとともに、公営住宅は、将来的には町民による買取りを視野に、戸建住宅の整備も検討します。

表4-2 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 住民参画による地域別土地利用計画等の策定	計画策定		
② 安全な土地利用の推進	土地利用規制の実施		
③ 宅地造成など土地基盤の整備	都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業等の実施		
④ 災害公営住宅の整備	住宅の整備	被災者の入居	

1-3 災害に強い社会基盤の整備

(1) 目的

東日本大震災津波からの復興に向けて、津波の災害リスクと向き合い、「避難できる、避難する」を基本とし、「減災」の考え方に基づいた災害に強い社会基盤を整備します。

今回の津波浸水区域外においても、復興まちづくりの方向性に基づき、計画的な社会基盤整備事業を実施し、より快適な生活環境の向上に向けた取組を推進します。

(2) 現状と課題

防潮堤など海岸保全施設の一部が、越流水による洗掘等が原因でその一部が倒壊しましたが、未だ防潮堤は応急復旧の段階であり、町民の多くが不安な生活を強いられています。多くの消防団員が防潮扉の閉鎖作務中に被災しており、今後の整備に当たっては十分に検証していく必要があります。また、県が示した防潮堤高について街並みの景観や観光振興面への影響を懸念する声があります。

今回の津波では、道路、通信、電力など社会基盤の寸断により、各地に住民の多くが孤立したことから、迅速な被災者の救援・救助活動に支障を来しました。一方、国道45号が浸水し、寸断されるなか、三陸縦貫道の一部供用区間が緊急避難道路として利用されたほか、県道大槌小国線は、住民の生命を守る唯一の緊急輸送道路として多くの人命の救出等に効果があることが証明されました。

高台等に向かう避難路は、足腰の弱った高齢者等には困難を極め、救出に向かった町民も被災しました。また、避難所として指定された公共施設の多くが被災したほか、町中心部の城山公園体育館のほか、各地の避難所が孤立したうえ、非常用発電設備や食糧の備蓄が少なかつたことから、震災後、被災者の多くが寒さに凍え、十分な食事もとることができませんでした。

また、小釜、金沢地域内の公民館や集会所等に多くの被災者が避難しましたが、毛布や食料の備蓄が十分ではありませんでした。

(3) 取組項目

① 海岸保全施設の整備推進

津波により破壊された防潮堤や防波堤などの海岸保全施設は、町民の安全で安心な生活の再建には必要不可欠の施設であるため、国や県など関係機関との十分な連携のもと早期の復旧・整備を目指すとともに、その整備に当たっては、災害に強い構造や水門・門扉の遠隔操作などの安全性、景観など環境面、住民の利便性にも十分に配慮した整備となるように取り組みます。

② 災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備

国道45号や県道など幹線道路や高規格道路として整備される三陸縦貫道や町道、林道などの道路網は、地域間の経済活動や交流の促進のほか、緊急時における避難や救助等の生命線となることから、災害時において被災地が孤立しないように、代替性をもつ交通ネットワークとして整備します。

国や県とも道路整備の必要性、重要性について認識の共有を深めながら、事業の早期実現に向けた取組を行います。

③ 避難路、避難施設（後方支援基地）の整備

震災時において、高齢者等が迅速かつ確実に避難できるよう、地域防災計画に基づき避難路や避難施設等の整備を図ります。

また、避難施設における毛布や食料・飲料水など備蓄の充実や災害に強いエネルギーシステムとして再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備の整備等に取り組みます。また、金沢、小鎚地域を災害時における後方支援基地として位置づけ、その機能を発揮できるように、道路等の社会基盤整備を進めるとともに、避難者の受入れやボランティア等の活動拠点としての機能を併せもつ公共施設の充実に努めていきます。

表 4-3 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
①海岸保全施設の整備推進	応急復旧	防潮堤や防波堤等の整備推進	
②災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備	応急復旧	道路ネットワークの整備	
③避難路、避難施設（後方支援基地）の整備	計画見直し	避難路や避難施設等の整備	

1-4 町民の生命を守る体制の強化

(1) 目的

町民の生命を守る地域の拠点である消防屯所については、消防団の再編成も考えられることから、それを受け早期設置を図ります。消防車両、資機材、被服及び消防機器等については、各種補助金等を導入し年次計画によって整備します。

人員体制の強化として、各種の災害に迅速に対応できる消防団員の確保と資質向上を図ります。また、救急救命士の育成を図り、町民の生命を守るための各種講習会を実施し、救急救助の意識啓発に努めます。

消防施設の整備に関しては、広域的な計画をもとに整備すべき優先順位を検討しながら、消防機材と併せた整備・拡充を推進します。また、仮設住宅への消防水利の整備を進めます。

(2) 現状と課題

各種災害から町民を守るために不可欠な消防・防災・救急・救助体制が強化され、町民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めてきましたが、震災によって、消防会館を含む消防屯所7か所が全壊となったほか、消防車両や消防資機材等が流失しました。

震災によって失われた消防屯所については、消防団の再編成も考慮のうえ、それを受けての設置場所の選定が必要です。消防車両は関係機関から提供されましたが、老朽化したものから、随時更新が望まれます。滅失した資機材及び被服、消防機器等の整備について、早期の整備が必要です。また、消防水利が充足していない仮設住宅に対する消火栓、及び防火水槽設置が必要とされています。

地震、津波などの防災に対する意識は高まっていますが、高齢化の進展などに対応した災害発生時の初動体制や災害時における避難・救助などを迅速に行う必要があります。町内会や自主防災組織が中心となった防災体制の再構築が必要です。

高規格救急車による救急出動・管外搬送の増加が予想される中で、救急隊員の資質の向上と増員、併せて救急車の適正利用が求められています。

消防救急無線のデジタル化の運用に向けて、消防団を含め消防無線の整備に加え、防災拠点でもある消防署庁舎の建設が望まれ、それに伴う早期の建設用地の確保が必要です。

人口減や高齢化などによる消防団員数の減少や、就業形態の変化による昼間の消防力低下など、災害が多様化する中で、団員の確保と資質向上が求められています。

地域・団体・学校などの多様な活動を通じて防火・防災意識の啓発が必要となっています。

現状課題を整理し、各種災害への備えとして、地域防災計画を踏まえ、町内会及び自主防災組織などの関係機関との連携を再構築し、迅速、かつ的確な初動対応が実施できるよう体制を確立することが重要課題です。

管外搬送の増加により、医療機関に到着するまでの二次救急対応を踏まえ、救急救命士や救助隊員の増員・確保と併せて救急車の適正利用が求められています。

高齢化の進展に伴い、独居・介護世帯に対する対応や、介護サービス施設との連携、さらには多様化する災害・事故に対応するため、日頃からの訓練の強化や資機材等の計画的な整備が必要となっています。

(3) 取組項目

① 消防防災体制の強化

防災拠点でもある消防署庁舎や消防屯所などの建設を進めます。また、平成28年6月からの消防救急無線のデジタル化に対応し、消防無線の整備、運用を図ります。

災害などによる被害を最小限に止めるため、老朽化施設や機材、消火栓・防火水槽などの計画的な整備・拡充に努めます。

自主防災組織と連携した訓練の実施などにより防災体制の強化と防災意識の啓発を図っていきます。

② 救急救助体制の強化

多様な救急業務や大規模災害に対応するため、救急・救助隊員の体制整備と技能の向上に努めるとともに、救急車の適正利用等の啓発活動に取り組みます。

避難訓練や事故・災害時の応急手当講習会の開催など救急救助の意識啓発、公共施設などへのAED設置も含めた計画的な資機材等の整備に取り組みます。

表4-4 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 消防防災体制の強化	庁舎等の仮復旧	消防署庁舎の建設・消防屯所の整備	
	無線復旧	無線のデジタル化	
	消火栓の整備・資機材の整備		
② 救急救助体制の強化	体制整備、意識啓発等		

(白紙)

2 暮らしの再建

今回の震災により多くの町民が被災していることから、被災前の暮らしに一日でも早く戻ることができるよう、速やかに生活再建に向けた対策を講じる必要があります。

被災により住居や財産を失い、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方々の生活支援として、応急仮設住宅の住環境の改善をはじめ、自治会・地域コミュニティの活動を支援するとともに、被災者の住宅確保については、住宅再建の支援及び低廉な家賃の災害公営住宅の早急な整備に取り組みます。

町民が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉、環境衛生など、各種の住民サービス提供体制の復旧と再構築を図ります。

町民一人ひとりが生涯を通じて主体的に健康の維持・増進に取り組めるよう、継続的に町民の健康状態を把握するとともに、きめ細かな保健指導等により健康づくりを推進します。

地域医療・救急医療体制の整備に向けては、被災した医療機関や関係機関との連携を強化し、町民の命と健康を守る質の高い医療提供システムの再構築を進めます。

今回の震災では、多くの福祉施設も大きな被害を受けましたが、保育所や地域子育て支援センター等の児童福祉施設、知的障害者通所更生施設等の障害者施設並びに小規模多機能施設や居宅介護支援事業所等の高齢者施設の早期の復旧に向けて、県や各事業者等の関係機関との調整を図りながら、子育て環境の整備と援護を要する障害者・高齢者のサービス提供体制の整備を進めます。特に、震災後の生活環境の変化等を踏まえ、関係機関との連携の下、高齢者等の要援護者の見守り体制を強化し、地域包括ケアシステムの拡充に取り組みます。

町内では津波被害により70万トンもの膨大な量の瓦礫が発生しましたが、ほぼ全量を仮置場に搬入したところであり、今後は町内の生活環境の改善を図るため、瓦礫の処理作業を県に委託し、平成26年3月までに適正に処理します。

震災時においては送電施設の損壊等による大規模停電により避難生活が困窮したことから、風力、太陽光発電等の再生可能エネルギーを自立電源として確保し、公共施設等において効率的な利用を目指します。併せて、災害時には各地域の避難所等で効率的な電力利用ができるように検討を進めます。

また、震災で被災した光ケーブルファイバー網の情報通信基盤の早期復旧により、テレビ難視聴地域の解消に努め、ブロードバンド環境の改善など地域情報化に取り組みます。また、緊急時における確実で迅速な情報提供手段としての活用のほか、行政システムのさらなる高度化を図り、行政サービス分野のICT化において最先端の町を目指します。

【取組の方向性】

- 2-1 被災者の生活再建支援
- 2-2 町民が元気で安心して暮らせる保健福祉の推進
- 2-3 町民が快適に生活できる生活環境基盤の整備
- 2-4 ICT（情報通信技術）や再生可能エネルギーの活用

2-1 被災者の生活再建支援

(1) 目的

被災者の生活再建支援を進めるとともに、仮設団地の環境の整備や、自治会・コミュニティ活動を推進し、安心して応急仮設住宅で生活できるよう被災者の生活再建を支援します。

(2) 現状と課題

今回の震災では、自らの住居や財産を失い、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方をはじめ、生計の担い手が死亡や行方不明になり収入源を失った方、勤め先の企業や工場等が被災により仕事を失った方など、様々な事情によって、今後の生活に不安を抱えている町民が多い状況です。

多くの被災者は、応急仮設住宅や民間借上住宅等での新たな生活が始まったところですが、仮設団地内での住環境や、通学や通院など交通環境、さらには一人暮らし高齢者の福祉問題など、様々な課題を抱えています。また、仮設住宅以外に住む在宅避難者、他市町村へ避難している長期避難者の方々に対する支援など被災者の生活再建を図るため、11月に被災者支援室を設置したところです。

今後は、仮設団地内における自治会の組織化の促進を通じて、コミュニティ組織を活性化していく必要があります。また、町に寄せられた義援金の配分や就労支援等を通じて、被災者の生活再建等を支援していくとともに、仮設住宅からの住宅再建について支援していく必要があります。

(3) 取組項目

① 生活再建の支援

被災した町民の生活再建に向けて、生活相談窓口を設置し、福祉の向上や就労支援等に取り組みます。また、応急仮設住宅の入居者をはじめ、町外へ転出している方々が再び大槌町の生活に戻れるよう、町外避難者に対する広報誌の送付など町における復旧・復興の進展状況など情報発信に努めます。

町に全国から寄せられた義援金や、支援物資を提供し、生活の支援を行います。

② 仮設団地の環境改善

公平な仮設住宅の入退去等を行い、個々の生活が安定するまでの住宅確保を支援します。

仮設住宅で安全・安心な生活を確保するための改善支援を推進します。また、行政と地域・住民との連携を図り、仮設団地での自治会・コミュニティ活動を推進します。

③ 住宅再建の支援

災害により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害に応じて「生活再建支援金（基礎支援金）」、及び住宅の再建方法に応じた「加算支援金」を支給します。

また、被災住宅の補修、耐震改修・バリアフリー改修や災害復興住宅融資の利子補給などを通じて住宅再建を支援します。

表 4-5 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 生活再建の支援	相談窓口の運営		
	情報発信		
	義援金等の交付		
② 仮設団地の環境改善	住環境改善支援		
	コミュニティ活動支援	コミュニティ活動(自立)	
③ 住宅再建の支援	生活再建支援金(加算金)の交付		
	災害復興住宅融資利子補給		
	補修・改修等		

2-2 町民が元気で安心して暮らせる保健福祉の推進

(1) 目的

町民の心身の健康状態を把握し、健康づくりや介護予防、長期的・継続的な心のケアなど、一人ひとりの状況に合わせて、きめ細やかに町民の健康増進を支援します。

福祉施設の復旧や再建を支援するとともに、関係機関との連携を強化しながら地域のボランティア組織の育成等に取り組み、重層的な支援体制を構築します。

子育て支援の充実や児童の健全育成に向けて、地域や関係機関との連携による支援の強化を図るとともに、将来の保育ニーズを見据えて保育所再編等を進めます。

高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、新たなまちづくりの中で、保健・医療・福祉・介護サービス等を切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムを構築します。

この計画をもって、大槌町地域福祉計画及び大槌町第5期介護保険事業計画とし、計画期間に実施する事業によって施策の推進を図ります。

(2) 現状と課題

震災による家族形態や居住環境の変化等に伴い、多くの町民が心身に影響を受けていますが、町内の医療機関が被災し町民は十分な医療サービスを受けることができない状況にあり、早急な地域医療体制の復旧・再構築が求められています。

また、生活環境の変化や仮設住宅での生活等に適切に対応した保健指導等の推進を図るとともに、町民一人ひとりの自発的な健康づくりに向けて、継続的な普及啓発活動と、健康づくり推進の拠点となる保健センターの整備が必要と考えます。

児童福祉関係では、保育所3か所が全壊し仮設園舎等での運営を余儀なくされており、地域子育て支援センターと併せて早期の復旧を図るとともに、地域ぐるみで子育て支援に取り組む体制の整備が求められています。併せて、急速な少子化や震災後の環境の変化等に対応した保育所の再編等についても検討していく必要があります。また、被災した放課後児童クラブ2か所についても、学校整備と併せて整備する必要があります。

障がい者福祉関係では、障害福祉サービス事業所2か所が全壊しており、早期の復旧を図るほか、障がい者が地域社会の中で自立して生活できる環境の整備と就労につながる支援体制の充実が求められています。

また、震災後の地域社会の変容に対応し、行政やサービス事業者、ボランティア団体等と連携しながら、町民一人ひとりが主体的に新たな視点で地域づくりに取り組むことが求められており、すべての町民が主体的に社会参加し共に支え合う地域社会の形成を推進する必要があります。

今後、さらなる高齢化の進展とともに、支援を要する高齢者も増加することが予想され、計画的な介護サービス提供体制の整備が求められています。被災した介護サービス事業所の早期の復旧を図るとともに、将来的な介護ニーズを見据えたサービス提供体制の整備を推進する必要があります。

また、併せて、介護予防にも積極的に取り組み、高齢者自身による健康の維持増進活動の促進や、例え支援を要する状態になっても、地域での見守りや支え合い等により自立した生活を営むことができるような仕組みづくりに取り組む必要があります。

(3) 取組項目

① 健康づくりの推進

町民の健康と命を守る地域医療体制の再構築と、ライフステージに合わせた健康づくりを推進します。

② 地域福祉の向上

地域社会を構成するすべての町民が、障がいや病気等の有無に関わらず、共に助け合いながら、一人ひとりが自立して社会参加できるよう、新たな福祉コミュニティづくりを推進します。

【大槌町地域福祉計画を包含】

③ 高齢者が安心して暮らせる社会の確立

高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアに基づく介護サービス等の充実を図ります。【大槌町第5期介護保険事業計画を包含】

表 4-6 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
①健康づくりの推進			
地域医療の再構築	協議 整備	医師確保支援	
保健センター創設	協議	整備	
健康づくりの推進	普及啓発 住民の主体的な健康づくりを推進		
②地域福祉の向上			
安心して子どもを 生み 育てられる環境の 整備	支援体制の整備	支援体制の充実強化	
	施設建設等の検討	基本設計・建設	保育サービスの充実
障がい者への生活 支援	支援体制整備	自立のための環境整備	自立支援体制の 充実・強化
	施設建設等の検討	基本設計・建設	
福祉コミュニティ の形成	推進体制の検討	地域のネットワークの構築	福祉コミュニティの形成
③高齢者が安心して 暮らせる社会の確立			
高齢者の健康支援	支援体制の整備	支援体制の充実・強化	
地域包括ネットワー クの再構築	支援体制の整備	支援体制の充実・強化	
施設の復旧、再建支 援	施設建設等の検討	施設の整備	支援体制の充実・強化

2-3 町民が快適に生活できる生活環境基盤の整備

(1) 目的

復興まちづくりの推進については、被災した水道施設や浄化センターなどの施設等の早期復旧を図るとともに、地域における道路や公園、上下水道、街路灯など生活環境基盤のあり方を検討し、町民の方々が快適に生活できる環境づくりを目指します。

(2) 現状と課題

下水道事業については、今回の震災により、大槌浄化センターをはじめ、吉里吉里地区漁業集落排水施設及び各雨水ポンプ場が大きな被害を受けており、早期の復旧が必要となっているほか、公共用水域の水質汚濁防止並びに水洗化による生活環境の向上を図るため、下水道事業の計画的な面整備の促進が求められています。また、地盤沈下により、豪雨時の浸水被害への影響や大潮による冠水区域の拡大など、総合的な排水対策の実施が必要となっています。

下水道整備区域以外の地区に係る合併浄化槽の整備促進に向け、助成制度の活用など、支援体制を強化しながら、啓発活動を行う必要があります。

上水道事業については、浪板ポンプ場・筋山ポンプ場・赤浜増圧ポンプ場が冠水し機能が失われ、応急仮復旧により送水しています。本復旧については、今後の居住地区の位置や高さが現在と大幅に変わる可能性もあることから、復興計画に基づき、新たなポンプ場等の整備を検討していく必要があります。また、大ケロ地区の水源1か所から町内の各地への配水を行っている状況にあり、災害時のバックアップ機能が必要とされています。さらに、震災の発生後の人口減少に伴う給水人口及び給水戸数の激減により、給水収入が大幅に減少し今後の水道事業経営上の課題となっています。

家屋など建物や自動車、船舶などが甚大な被害を受け、膨大な量の瓦礫の山に町が覆われてしまいましたが、瓦礫は町内17か所の仮置場にほぼ搬入を終えており、今後適正に処理していく必要があります。

(3) 取組項目

① 下水道施設の復旧等

大槌浄化センターや各雨水ポンプ場の災害復旧事業を実施し、下水道施設の面整備を推進します。また、豪雨時の浸水被害や大潮時の冠水被害への対策として、総合的な排水対策に取り組んでいきます。

また、防災集団移転等に伴う土地造成区域の下水処理に当たっては、事業規模、地形条件、費用対効果等を考慮しながら、合併浄化槽を含めた整備を進めます。

② 安心・快適な給水の確保

ポンプ場の本復旧に当たっては、新たな居住地区に応じた施設整備を進めます。また、災害に強い施設計画を行い、非常時の応急給水体制の強化を図ります。

さらに、安全な水質の確保を図るため、水質管理体制を強化します。

③ 快適な生活空間の確保

復興まちづくりの将来像の実現を目指して、つい散歩してみたくなるような美しく潤いのある景観づくりに取り組みます。都市計画マスタープランの改訂作業等を通じて、土地利用、道

路整備、公園施設や街路灯等のあり方を検討のうえ、整備します。また、津波浸水区域外の公園利用者の安全確保のため、老朽化の著しい公園内においては、適切な維持管理及び保守管理を行い、事故の未然防止を図ります。

④災害瓦礫の適正処理

仮置場に搬入した瓦礫の二次処理については、県に事務委託しており、今後資源の有効活用を図るべき適正に処理していきます。

表 4-7 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
①下水道施設の復旧等	処理場施設の復旧	下水道の普及促進	
②安心・快適な給水の確保	本復旧	再整備	
③快適な生活空間の確保	暮らしの再建・居住環境の整備		
④災害瓦礫の適正処理	処理作業		

2-4 ICT（情報通信技術）や再生可能エネルギーの活用

（1）目的

安全・安心なまちづくりに向けて、ICTの活用や再生可能エネルギーの導入により、緊急時においても、住民に対する確実で迅速な災害情報提供手段として活用するほか、継続的に行政サービスが提供可能となるまちづくりを目指します。

また、被災した情報通信基盤の早期復旧により、地上デジタルテレビ放送導入後の難視聴地域の解消を図るとともに、インターネットのブロードバンド環境の改善など地域情報化に取り組みます。

住民ニーズの多様化に対応するため、ICTを活用した効率的な業務システムの構築を図り、行政サービス分野のICT化において最先端の町を目指します。

（2）現状と課題

今回の震災時には、停電によって防災行政無線が十分に機能しなかったほか、津波により57子局中40子局が破損し使用できなくなりました。また、携帯電話は基地局の電源設備の被害等により通信できず、被害状況が情報共有できないといった事態が発生しました。そのため、災害に強い情報通信システムの整備を推進し、緊急時における住民に対する確実、迅速な情報の提供を可能にするるとともに、復旧・復興に向けた各種行政情報を幅広く住民に提供していくことが求められています。

災害時における電力の確保や環境に優しいエネルギーとして、再生可能エネルギーへの期待が高まっていることから、公共施設等での活用に向けて、電力を効率的に利用することが可能となる情報通信システムの導入と合わせて検討していく必要があります。

光ファイバーケーブル網の整備により情報通信格差是正を目指しましたが、震災により根幹設備が被害を受けたことから、早期に復旧させる必要があります。

また、平成24年3月31日には地上アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送へと完全移行することとなります。当町の地上デジタルテレビ放送難視聴地域は光ファイバーケーブル網の敷設により解消する予定であったことから、早期に復旧させる必要があります。

今後の復興に向けて、行政が地域の実情に応じたきめ細かい住民サービスを提供するにはさらなる抜本的な業務効率の改善を図る必要があります。また、今回の震災では、役場庁舎の情報基盤（サーバー）が被災し、住民票発行など行政サービスの提供に支障が生じたことから、災害に強いバックアップシステムを検討していく必要があります。

（3）取組項目

① 災害に強い情報システムの構築

再生可能エネルギーの導入と合わせて、緊急時における住民に対する確実、迅速な情報の提供を可能とする災害に強い情報システムを構築します。

また、臨時災害放送局（災害FM）を立ち上げることで、復旧・復興に向けた各種行政情報等を幅広く住民に提供していくよう努めます。

② 地域情報化の推進

被災した光ファイバーケーブル網の早期復旧により、地上デジタルテレビ放送難視聴地域の解消に努めるとともに、双方向機能をもつブロードバンド環境を活かした大槌町ならではの地域

情報化に取り組みます。

③ スマートエネルギータウンの推進

災害時における公共施設等の電力の確保を図るため、環境に優しい再生可能エネルギーの導入を目指して取り組みます。また、導入に当たっては、電力を効率的に利用することが可能となる情報通信システム（スマートグリッド）の導入と合わせて検討します。

推進に当たっては、国や県、先進的な自治体との連携を深めながら、効率的な事業展開を図ります。

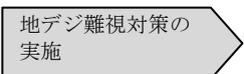
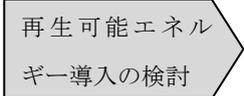
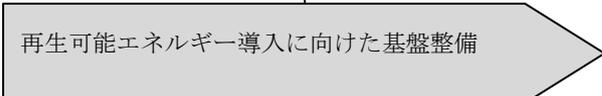
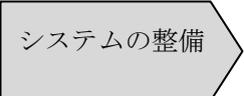
④ 行政システムの効率化

自治体クラウドを導入し、庁内情報システムを効率化します。また庁内の事務作業で大きな負担となっている公金決済に関する煩雑な業務を外注することにより、業務効率の大幅な改善を図ります。

推進に当たっては、国の制度を活用により初期費用負担を削減するとともに、沿岸被災市町村のほか県内の各市町村にも導入参加を呼び掛けることで、運用費用の軽減に努めます。

また、テレビ会議システム、デジタルサイネージ（電子掲示板）、無線アクセスポイントなどの情報通信インフラを庁内に整備することで、ICTを活用した業務の効率化、役場を訪問した住民への効果的な情報提供等の実現により、ICT化で最先端の町を目指します。

表 4-8 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 災害に強い情報システムの構築	 		
② 地域情報化の推進	 		
③ スマートエネルギータウンの推進			
④ 行政システムの効率化			

(白紙)

3 地域経済の再興

東日本大震災津波により、経済社会基盤の多くが壊滅的とも言える甚大な被害を受けました。このため、事業活動の再開に時間を要し、あらゆる産業において雇用の維持が困難な状況にあります。

このような状況にあって、失われた雇用の回復が急務であることから、被災事業者の1日も早い事業再開に向けて、緊急雇用創出事業等の活用を図るとともに、国・県の補助事業や民間ファンド等の活用による支援を行っていきます。また、瓦礫の処理や町の基盤整備等の大型公共事業などを通じて、雇用の確保に努めます。

漁業については、漁業協同組合を中心として漁船、養殖施設、種苗施設等の生産基盤を整備し、漁業の早急な再開を支援します。

水産加工業及び水産流通業については、被災した加工場、施設等の復旧・整備を図ります。

商業については、仮設店舗等による事業再開を支援するとともに、商店街の再興に向けて、商店経営と住まいのあり方やコンパクトなまちづくり等を考慮し、災害にも対応した商業集積の形成、賑わいのあるまちづくりを目指して取り組みます。

工業については、被災により喪失した生産施設の再建を支援するとともに、地域の産業構造を踏まえ、企業誘致を促進します。

観光業については、地域の観光資源や宿泊施設の復旧、再建を支援するとともに、県や近隣市町村等と連携を図りながら、各種イベントや復興キャンペーン等を通じた顧客の確保に努めます。

農林業については、地域の資源を活用した、付加価値の高い生産物の開発・加工・販売を担う経営体の育成支援などにより、地域産業の活性化に努めます。

【取組の方向性】

- 3-1 水産業の復旧及び復興の推進
- 3-2 商業、工業及び観光業の復旧及び復興の推進
- 3-3 復興を牽引する農林業・農山村の振興

3-1 水産業の復旧及び復興の推進

(1) 目的

町の基幹産業である水産業（漁業、水産加工業及び水産流通業）の早期復興を図り、地域経済の基盤を確立するとともに、漁業の6次産業化の推進や付加価値の高い生産構造への転換を目指します。

(2) 現状と課題

震災により、漁港、漁業施設、水産加工施設等が壊滅的な被害を受け、漁業者をはじめ水産業に携わるすべての事業者、団体等が被災しました。当町においては、経済活動と雇用環境に大きく影響を与える水産業の早期再建が、町全体の復興にとって極めて重要です。

また、高齢者を中心に漁業者の廃業が見られることから、担い手の確保が喫緊の課題となっています。

(3) 取組項目

① 生産基盤の早期復旧

緊急度及び重要度に留意しながら、水産業を支える生産基盤の早期復旧・整備を支援します。

具体的には、魚市場、製氷保管施設、荷さばき施設等の漁業協同組合施設については、応急的な仮設施設の設置で対応します。漁船及び養殖施設は、本来は個々の漁業者が取得すべきものですが、初期投資を抑え、迅速に整備するため、漁業協同組合を実施主体とする共同利用事業として対応します。

② 事業者及び漁業協同組合の経営支援

6次産業化の取組に対する支援、一経営体当たりの経営規模拡大を促進し、漁業従事者が十分な収入を得られるよう経営面で支援します。また、初期投資のリスクを軽減し、漁業への新規参入を希望する個人及び団体等が参入しやすい環境の整備、担い手の確保に努めます。

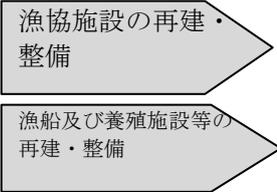
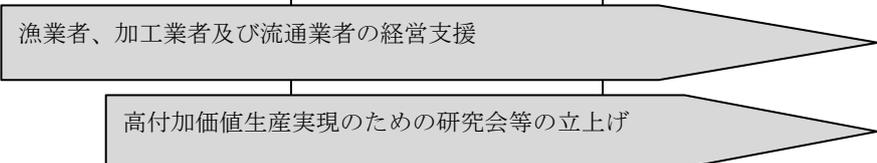
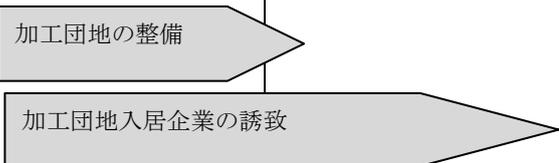
水産加工業及び水産流通業の再建を支援するとともに、加工度を向上させるなど、高付加価値生産に向けた取組を支援します。

さらに、現行の復旧メニューにおいては、漁業協同組合が重要な役割を果たすことが求められていることから、漁業協同組合がその役割を果たすことができるよう、経営安定化を支援します。

③ 新たな水産加工団地の整備

町内の適地に水産加工団地の整備を推進します。新たに整備する加工団地では、HACCP対応のうえ、再び津波に遭っても人命を守り、被害を最小限にとどめることができるよう十分配慮します。

表 4-9 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 生産基盤の早期復旧			
② 事業者及び漁業協同組合の経営支援			
③ 新たな水産加工団地の整備			

3-2 商業、工業及び観光業の復旧及び復興の推進

(1) 目的

被災した事業者等の早期の事業再建を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した商業集積の構築、地場企業の育成と企業誘致を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持・創出を図ります。また、観光資源の早期復旧に努め、魅力あふれる観光の復興を図ります。

(2) 現状と課題

商業については、震災により町中心部の商店街は壊滅的な被害を受けましたが、再建するための土地利用が可能になるまで時間を要することから、被災前の場所での事業再開が困難な状況にあります。このため、中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗等で応急的な事業再開に取り組んでいますが、応急仮設施設は設置から2年の利用期限が定められています。

工業については、海の近くに立地していた企業の多くが被害を受け、そのうちの1社が町から撤退するに至りました。

観光業については、蓬莱島、浪板海岸等の海岸部の観光資源が甚大な被害を受けましたが、これらの復旧に当たっては、管理者である国及び県のほか、各関係機関、地元住民との連携調整が必要です。さらに、観光施設及び宿泊施設も壊滅的な被害を受けていることから、これら施設の復旧が急務となっています。

また、業種を問わず、多くの事業者にあつては、二重債務が事業再開の障害となっています。

(3) 取組項目

① 新たなまちづくりと連動した商業集積の形成

当面は被災事業者の仮設店舗等による事業再開を促進するとともに、雇用創出基金の活用により雇用の維持を図ります。また、雇用への影響が大きい大型店等の再建及び振興を促進します。さらに、内外の関係機関と連携して、事業者の経営安定化に向けた継続的な支援を行います。

中長期的には、今後進められる新たなまちづくりと連動し、コンパクトなまちづくり、災害に強いまちづくり、店舗併設型集合住宅の建設、クルマに依存しなくても快適に買い物ができる環境の整備、福祉サービス拠点としての機能付加など、従来の「商店街」という枠にとらわれない商業の集積を図ります。

② 工場の再配置促進による企業間交流の活性化

大きな被害を免れた内陸部を中心として候補地を定め、新たな工業適地（産業集積区域）の整備を進めることにより、企業誘致を推進します。

震災前から町内で操業している工場についても、意向を確認のうえ、可能な限り上記の産業集積区域に誘導し、最終的には域内取引、共同受注、共同開発等、企業間の交流によって生まれる相乗効果が期待できるような環境を整備します。

③ 「おおつち型観光」の確立による観光産業の振興

被災した観光施設等については、関係機関等と連携し、安全対策に配慮した復旧・整備を進めます。

また、今回の津波による災害を踏まえ、「自然観光・産業・歴史文化・人間交流の融合した観光」のあり方を再検討し、体験型観光と通年型観光を推進します。

町内の豊富な地域資源の利活用を図り、イトヨや湧水などの既存資源を活かした観光メニューの開発、伝統芸能や海産物を活かしたイベントの企画とともに、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。ボランティア等による復興支援と連動したツアーの開発や各種キャンペーンを通じた宣伝・誘客活動を促進します。

④ 起業の促進による雇用の創出

復興のため町に転入し活動しているNPOやボランティア、従前から町に居住している海洋研究関係者等との交流を通じて、コミュニティビジネスの起業化を促進し、雇用の拡大につなげます。

表 4-10 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 新たなまちづくりと連動した商業集積の形成	仮設店舗等での営業再開支援		
	事業者への経営支援		
② 工場の再配置促進による企業間交流の活性化	工業適地の選定・取得・造成	入居企業の誘致	
	事業者への経営支援		
③ 「おおつち型観光」の確立による観光産業の振興	被災した観光施設等の復旧・整備	ツアーの企画・開発 各種キャンペーンの実施	
	観光資源の洗い出し		
④ 起業の促進による雇用の創出	町転入者への受入体制整備 地元住民との交流機会の設定		
	金融面・経営面の起業支援		

3-3 復興を牽引する農林業・農山村の振興

(1) 目的

被災した農林業の生産基盤の復旧による営農再開と林業の振興に向けて支援します。

また、認定農業者を含む多様な担い手が行う農地等の取得、施設・設備導入を支援し、安全・安心な農畜産物の生産を推進します。

(2) 現状と課題

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、農林業従事者の減少に歯止めがかからないことから、担い手の更なる確保・育成が必要です。

農業については、経営規模が小さく、中山間地域の農家が多い傾向にあることから、生産物の高次加工販売、多様な団体との交流を通し、6次産業化を進め、農林業所得の確保を目指す必要があります。

林業については、地場産材の安定供給と間伐材などの積極的な利用促進と併せ、林道の路網整備と担い手の育成というハード・ソフト両面の充実が求められています。

(3) 取組項目

① 農業生産基盤の有効利用による地域特性を活かした産地形成

今回被災した農業関連施設等については、避難施設としての機能を併せ持つ地域コミュニティ施設として再生を図ります。

農業基盤の強化や生産性の向上のため、更なる農地の集積化を推進し、複合経営の確立を目指します。

定年帰農者及びUIターン者を担い手として積極的に確保するとともに、遊休農地の活用を図ります。

また、地域特性を活かした野菜、花き等の園芸作物の商品価値を高めるため、農業機械の導入や生産施設の整備を進めます。

さらに、水田の高度利用に係る自己保全管理水田の活用を図り、地産地消の推進、畜産にあつては、適切な飼養形態と管理により、優良黒毛和種の生産性向上を図ります。

② 復興需要を契機とした林業振興

本格的な復興期における木材需要の増加を見据え、地場産材の安定供給体制の確立を図ります。

さらに、しいたけ等の特産林産物の安定した生産・流通・販売に努めます。

③ 農林畜産物の高次加工と流通・販売の促進

農林畜産物の高次加工を進めるとともに、特産物の集積栽培と農産加工品の流通・販売を促進します。

また、安全・安心な農畜産物の生産と地産地消を推進するため、意欲ある生産者や組織体への集中的支援により、6次産業化を推進します。

表 4-11 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 農業生産基盤の有効利用による地域特性を活かした産地形成	<p>被災した農業関連施設の再生</p> <p>高次加工に向けた農業者等の組織化</p>	再生した農業関連施設を利用しての高次加工への取組	商品の開発・販売
② 復興需要を契機とした林業振興	<p>林道の路網整備</p> <p>地場産材供給体制の確立</p>	住宅復旧需要期におけるタイムリーな地場産材の供給	
③ 農林畜産物の高次加工と流通・販売の促進	高次加工に向けた農業者等の組織化	高次加工商品の開発	商品の開発・販売

(白紙)

4 教育環境の整備

今回の震災では、津波により教育施設に甚大な被害を受けたものの、教職員による的確な避難誘導の結果、幼稚園、小中学校など多くの子どもたちを救うことができました。これは日頃の津波避難訓練の成果であり、今後も継続して防災教育を行うことが重要であることを示唆しています。

しかしながら、未来ある子どもたちの犠牲があったことも事実です。未来を担う子どもたちを今回のような災害でもう二度と失いたくはありません。そして、一人でも多くの子どもたちが将来に大きな夢や希望を抱きながら、自らの生き方を主体的に切り拓く「生きる力」を身に付け、自分の目標を実現し、ふるさと大槌を創生する担い手となることを望みます。

そのため、これまでの防災教育を継承しながらも今回の記録や教訓を活かした復興・防災教育を実践し、ふるさと大槌を創り、ふるさと大槌に生きる人材を育成する教育の充実を図ります。さらに、被災した子どもたちに対する教育支援を行うことで、すべての子どもたちの内在的可能性を引き出し、自己実現することができるよう取組を実施します。

小中一貫教育校の建設など機能的な学校教育環境の整備の充実、復興・防災教育の徹底、食育の奨励による健康の増進、地域と学校の教育力を高める各々の特性の発揮と連携による教育振興の推進を図ります。また、今回の震災で親等を亡くし、経済的に大きな影響を受けた児童生徒に対し、就学援助や奨学金の貸付け等の支援を行います。

今回の東日本大震災津波の映像等の記録、町民の記憶や教訓の伝授、その他様々な記録を収集、保存、保全、公開し、今後の防災教育の礎とします。

災害対策機能を有した学校施設、社会教育施設（公民館や図書館等）の復旧整備を図り、児童生徒が充実した教育を受け、すべての町民が幅広い生涯学習活動を行うことができる教育施策を推進し、町民相互の交流拡大や地域の連帯感の向上、高度情報化が進む現代社会・国際社会を生き抜く知恵や技能の習得による創造性にあふれた心豊かな人材育成に取り組みます。

また、地域のスポーツをさらに振興させる体制の確立、町民を主体とする行政・民間・学校の連携による貴重な地域の伝統文化の保存・継承、個性に誇りを持った特色ある地域活動の進展に努めるとともに、先人たちが残した文化財や芸術を後世に伝える文化施策を推進します。

【取組の方向性】

- 4-1 地域を担う子供たちの教育環境の向上
- 4-2 町民の主体的な文化スポーツ活動の促進

4-1 地域を担う子供たちの教育環境の向上

(1) 目的

今回の震災津波を乗り越えた多くの子どもたちが、郷土に誇りをもち、社会の変化に柔軟に対応できる社会人として、主体的かつ創造的に自己実現を図る「生きる力」を身に付けることが、当町の震災復興における教育目標であり、教育課題となっています。

よって、すべての児童生徒の教育を保障するため、教育環境の向上、就学の援助、施設環境の整備といった三つの環境支援を柱とした学校づくりを推進し、地域活動や防災の拠点となる教育施設の役割の検討や、児童生徒にとってよりよい教育内容の充実を図る必要があります。

(2) 現状と課題

現在、町内4つの小学校と1つの中学校が被災したことから、合同の応急仮設校舎を利用して、授業を再開しています。この応急仮設校舎への通学方法は、小学生が徒歩又はバス通学、中学生が徒歩又は自転車或いはバス通学となっており、自宅や仮設住宅等から通学しています。

吉里吉里小学校及び吉里吉里中学校においては、施設そのものの被害はありませんでしたが、多くの児童生徒が自宅を失い、仮設住宅等からの通学を余儀なくされている状況です。

また、町内私立幼稚園においては、2施設とも被災し、おさなご幼稚園は修復した園舎での教育を再開していますが、みどり幼稚園については自園での再開を見送っている状況です。

このような状況の中、地域のコミュニティが震災津波によって崩壊し、新たに作り上げなければならない地域と、これまでのコミュニティのよさを維持することができる地域があります。また、震災津波による心のケア、学力向上、不登校対策等も含め、現在抱えている教育課題の解決のために、すべての教職員、家庭及び地域が関わり合いながら、自己の生き方や地域での自分の役割を見つめる「生き方」を基盤とした教育のための具体的かつ継続的な支援が必要です。児童生徒の命を守るため、危機管理マニュアルを見直し、復興・防災教育を実践する必要があります。

震災津波によって経済的基盤を失った児童生徒に対しては、継続的に就学を援助する必要があります。また、児童生徒の通学手段を確保する必要があります。

被災した学校施設においては、応急仮設校舎の環境が十分でないため、一日でも早い本校舎の移転建設が必要です。地域活動の場や防災拠点としての学校や給食センターの役割を検討し、防災設備やエネルギー対策に考慮した設備を整備する必要があります。

未利用となっている教育財産については、使用目的の変更や解体なども含めた整理が必要です。

なお、被災下においても、学校保健事業や学校給食センター運営事業、国際交流事業、ことばの幼児教室などこれまで実施してきた事業を継続する必要があります。また、私立幼稚園に対する補助又は就園に係る支援が必要とされています。

(3) 取組項目

① 教育環境の向上

地域で子どもが育つ教育機能の維持と、教育的な活動を通じた地域の活性化のための開かれた学校づくりの見直しを進めます。また、地域と学校の教育力を高める「いわて型コミュニティ・スクール」を推進します。

町内すべての小中学校を「いわて型コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校」として位置付け、教育内容の連続性や適時性を一層重視した特色ある教育課程を編成し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育みながら、ふるさと創生に向けた「生き方」教育を推進します。このため、9年間を見通した教科等カリキュラム「おおつちプラン」を作成し、基礎的・基本的な学習内容の定着が図られるような教育の推進をします。また、自己の生き方を前向きに見つめ、

主体的に自己実現を図ることができるよう「生き方」を基盤とした「ふるさと科」を創設します。「おおつちプラン」や「ふるさと科」において、情報教育、国際理解教育、ボランティア教育、キャリア教育等、現在求められている教育内容を盛り込んだカリキュラム作成をします。さらに、時と場に応じたきめ細やかな支援にあたることができるよう、関係機関との連携を図りながら一人一人が抱える心の問題や児童生徒の心のケアにあたり、すべての児童生徒が明るく生き生きとした学校生活を送ることができるように努めます。これまでの防災教育を継承しながら、今回の記録や教訓を活かした復興・防災教育を実践します。

就学指導委員会やことばの幼児教室を活用し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育の充実を図ります。

② 就学の援助

経済的基盤を失った児童生徒や幼稚園への就園を希望する保護者に対して、継続的に国や県の就学援助が受けられるように要望します。

震災遺児や経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、奨学金事業等を活用して支援します。

③ 施設環境の整備

応急仮設校舎での教育環境の充実を図り、地域活動の場や防災拠点としての役割を構築するため、「開かれた学校」、「エコスクール（みんなにやさしい学校）」、「災害に対応できる学校」を基本コンセプトとして、すべての教育施設において施設整備を進めます。「いわて型コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校」を新設する際は、安全な津波浸水区域外への高台移転建設を基本とします。すべての教育施設において、災害時における避難施設としての機能を強化するため、非常時の情報通信手段の確保、防災やエネルギー対策に考慮した設備等の導入を推進します。

児童生徒の命を守るため、学校ごとの危機管理マニュアルを見直し、児童生徒の安全確保に努めます。登下校時の災害発生にも対応するため、交通安全保安員の配置や安全な通学路の確保、遠距離通学児童生徒を対象としてスクールバスを運行します。また、児童・生徒の健康状態の管理を行い、安全で安心な学校給食を提供します。

未利用となっている教育財産の整理を進め、土地や建物の有効活用を図ります。

表 4-12 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
①教育環境の向上	学校再編 小中一貫教育推進計画の検討・策定	小中一貫教育カリキュラムの作成・試行・導入	小中一貫教育の充実
②就学の援助	被災児童生徒就学援助	準要保護児童生徒就学援助	
	被災幼児就園支援事業		
③施設環境の整備	建築等の検討	基本設計・造成・建設工事	

4-2 町民の主体的な文化スポーツ活動の促進

(1) 目的

被災した社会教育施設（公民館・集会所及び図書館）の早期復旧を図り、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化など多様な活動を行うことができる環境を確保します。また、先人たちが残した文化・芸術を後世に伝える文化施策を推進するとともに、文化財の保存・継承のため、調査体制の強化を図ります。

多くの町民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、記憶を風化させないための取組を推進します。

(2) 現状と課題

震災によって、公民館・集会所、スポーツ、レクリエーション施設、図書館が被災し、文化スポーツ活動の機会が限定されるなか、社会教育・社会体育施設へのニーズが高まっており、移転を含めた整備の方向性を検討する必要があります。

また、建物の高台等への移転が始まっており、埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数が増加しています。今後、住宅再建や復興事業の実施に伴い、さらに調査件数が増加することが見込まれており、貴重な文化財などを保護し、活用する方策の検討とともに、貴重な歴史遺産を後世に守り伝えるべく、専門の保存展示施設の整備が求められています。

東日本大震災津波の被害の記憶を風化させることなく、様々な体験や教訓を後世に伝えていくため、MLA連携（図書館・博物館・文書館）による記憶と記録の収集・分析・整理・保存・公開・活用を図ります。また、犠牲者の追悼する記念公園を整備します。

(3) 取組項目

① 社会教育施設等（公民館・集会所及び図書館）の復旧

公民館・集会所及び図書館を復旧・整備します。

② スポーツ・レクリエーション施設の復旧

健康づくりや体力づくり、生涯スポーツ活動の推進のため、運動公園や野球場及びB&Gプール・艇庫などのスポーツ・レクリエーション施設は、複合施設としての集約なども踏まえ、移転新設、現地再建など今後のあり方について検討のうえ整備を図ります。

③ 文化財の保存・継承のための調査の迅速化

埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数の増加に対応するとともに、迅速な調査を行うため、調査体制の強化を図ります。また、町のみでは迅速な調査に対応しきれないことが想定されることから、必要に応じ、国や県に対して支援を働きかけます。

④ 防災文化の継承

多くの町民の生命と財産を奪った震災の記憶を後世に伝承し、被災体験や教訓を生かすため、図書館に災害映像や写真データ、災害記録関係資料などを収集し、活用します。

また、犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を未来永劫に継承していくため、記念公園を整備します。

表 4-13 取組の工程表

取組項目	復旧期 (H23-25)	再生期 (H26-28)	発展期 (H29-30)
① 社会教育施設等（公民館・集会所及び図書館）の復旧	被災公民館・図書館の復旧		
② スポーツ・レクリエーション施設の復旧	運動公園・野球場及びB&Gプール等の再整備		
③ 文化財の保存・継承のための調査の迅速化	調査体制の強化		
	国・県への支援要請		
④ 防災文化の継承	震災の記憶と記録の収集保存活用		
	記念公園の整備		

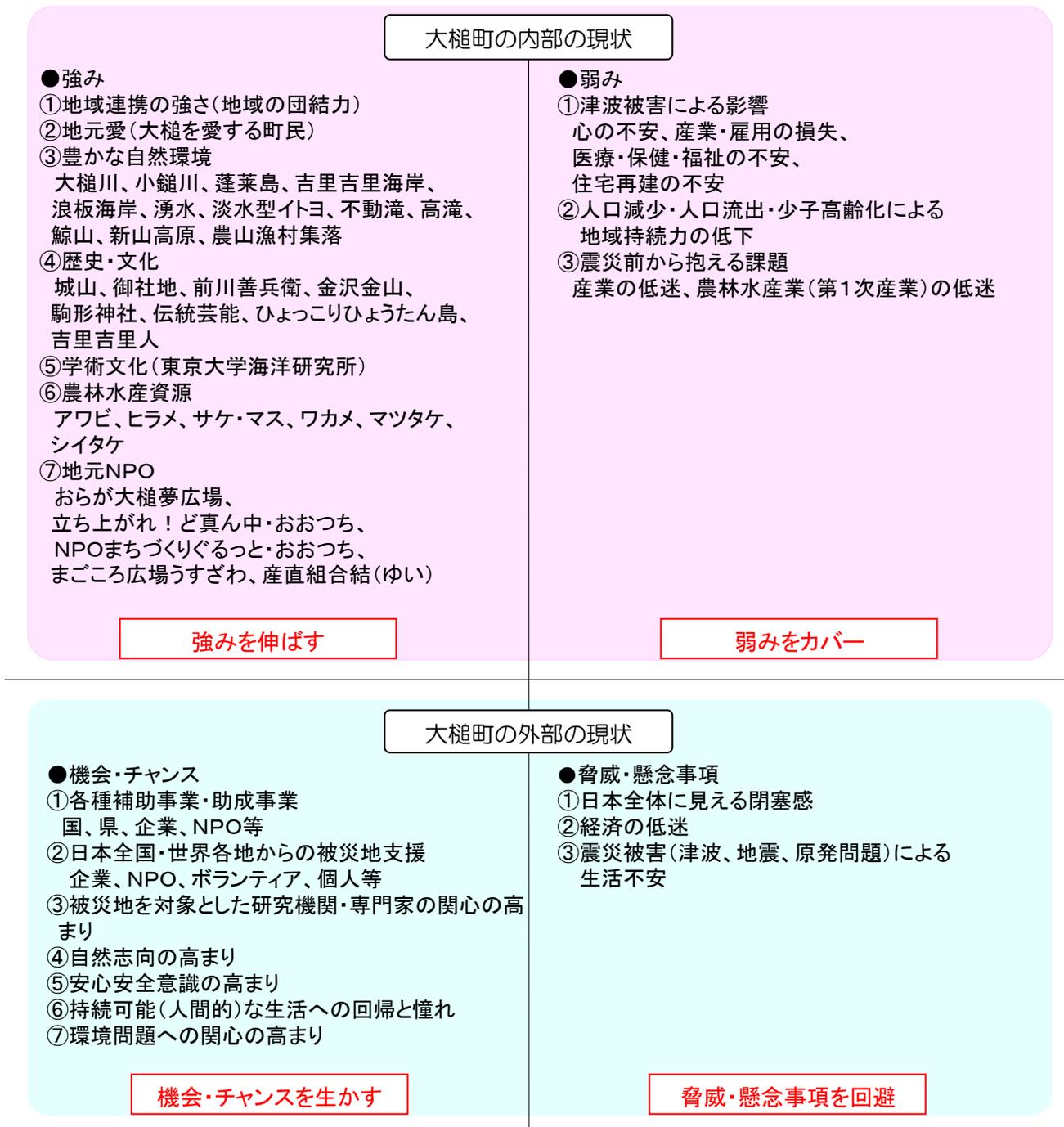
第5章 復興に向けたプロジェクトの方向性

1 プロジェクト推進の基本的考え方

大槌町の今後長期にわたる復興の取組に際し、町民が夢と希望を抱き、発展していくことのできる施策を掲げ、関係者が一丸となって推進することが必要です。

このため、大槌町の強みである「海」を中心とした地域資源に着目し、社会情勢の変化などを踏まえながら、重要性及び緊急性が高く、分野横断的に取り組むべき施策を「おおつちの未来を創る5つの重点プロジェクト」として位置付け取り組みます。

(参考) 大槌町の抱える内部及び外部環境の現状分析



2 プロジェクトの概要

(1) 復興まちづくり創造おおつちプロジェクト

①趣旨

当町の地域経済の復興を加速化させるため、町民、関係団体及び行政機関が一丸となって、新規ビジネス創出などのさまざまな活動に対する支援プラットフォーム（＝基盤・体制）を構築します。

② プロジェクトの背景と展開の視点

- ・ 町の経済基盤の多くが流失した状況にあって、その一日も早い復旧・復興による産業振興、雇用の場の確保などが喫緊の課題となっています。
- ・ 地域づくり団体等が次々に設立される一方、内外の支援の輪が広がる中で、その力を結集する受皿が必要です。
- ・ 当町は、新巻き鮭発祥の地であり、吉里吉里善兵衛などにみられるように起業家精神や進取の気風に富む歴史を持ち、さらに、ポテンシャル（潜在能力）の高い地域資源を多数有しています。

③ 想定される取組内容

- ・ （仮称）おおつち復興まちづくり会社の設立・運営
- ・ 内外の関係者による起業・新事業創出のプラットフォームの整備
- ・ おおつちブランドの育成・強化
- ・ 産業再生に向けたプロジェクト活動の企画・推進（農林漁業の6次産業化、観光ツアー造成など）

(2) 歴史・文化・芸術の街おおつちプロジェクト

① 趣旨

町の歴史や文化、吉里吉里善兵衛などの偉人や特にゆかりのある文芸作品等（NHK人形劇「ひょっこりひょうたん島」や小説「吉里吉里人」など）を活用したまちづくりに取り組みます。

② プロジェクトの背景と展開の視点

- ・ 町の社会経済基盤の再生や交流人口の拡大に向けて、内外の人々をひきつける個性あるまちづくりが求められています。
- ・ 大震災後、NHK人形劇「ひょっこりひょうたん島」のモデルとされる蓬莱島に注目が集まり、防災行政無線のチャイムに同人形劇のテーマ曲の使用が再開されたことが話題になりました。また、同じく井上ひさし氏の小説「吉里吉里人」への関心も高まっています。
- ・ 大震災を契機に、持続可能な、人間らしい生活への憧れ・回帰の傾向が顕在化しています（特に中高年層）。

③ 想定される取組内容

- ・ NHK人形劇「ひょっこりひょうたん島」や小説「吉里吉里人」などをモチーフとした市街地の整備（例：ひょっこりひょうたん島ロードなど）
- ・ （仮称）ひょっこりひょうたん島音楽祭など各種イベントの開催
- ・ 観光ツアーの造成や関連商品の開発

(3) 国際海洋研究都市おおつちプロジェクト

① 趣旨

東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターを拠点とした海洋研究や湧水・淡水型イトヨに関する国内外の研究者等と町民との交流を推進します。

また、同大学との連携による人材の育成、研究成果の産業移転の促進に向けて取り組みます。

② プロジェクトの背景と展開の視点

- ・ 国では、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターを中心として「東北マリンサイエンス拠点形成事業」を実施する方針です。県においても、海洋研究の国際的な拠点形成を進める計画としています。
- ・ 当町固有の地形や自然環境による湧水、これに関連した淡水型イトヨに対して学術的に高い評価を得ています。
- ・ 自然志向、環境問題、学びの旅などへの関心の高まりに対応する必要があります（特に中高年層）。

③ 想定される取組項目

- ・ 国際的な学会やシンポジウムの開催誘致
- ・ 町民向けセミナーや交流会の開催
- ・ 関係する研究者と町との共同研究の実施
- ・ 海洋分野の人材育成プログラムの創設

(4) 美しい街なみ・景観おおつちプロジェクト

① 趣旨

当町の有する海岸美や味わいのある集落環境などを継承し、町民と行政が一体となって、町民が愛着の持てる、来訪者にとっては魅力のある美しい街なみ・景観形成を図ります。

② プロジェクトの背景と展開の視点

- ・ 今後整備される防潮堤の建設や各種再開発事業によって、集落環境や街なみ、海岸景観などが大きく変化することが予想されます。
- ・ 当町においては、浪板や吉里吉里海岸などの特徴的な景観、昔ながらの漁村風景などを有しています。

③ 想定される取組項目

- ・ 町民主体による（仮称）街なみ魅力づくりワークショップの開催
- ・ 思わず散歩したくなる街路、公園計画の策定・実施
- ・ 集落ごとの景観形成計画の策定・実施

(5) スマートタウンおおつちプロジェクト

① 趣旨

災害にも強く、安全・安心で持続可能なまちづくりを目指し、ICTを活用したまちづくりやスマートグリッドによる新エネルギー体制を構築します。

② プロジェクトの背景と展開の視点

- ・ 大震災によって、高齢化などの問題が深刻化しており、さらに、将来の人口減少が懸念されます。

- ・ 復興に向けたまちづくりにおいて、各種先進技術を導入した新たな社会基盤を構築していくことが不可欠となっています。
- ・ 大震災を契機として、ICTや再生可能エネルギーなどへの関心が高まっています。

③ 想定される取組項目

- ・ ICTを活用した安心安全なまちづくりワークショップの開催
- ・ 被災自治体等の連携による自治体クラウドの構築
- ・ スマートグリッドによる新しいエネルギー利用システムの構築
- ・ 再生可能エネルギーの導入実証

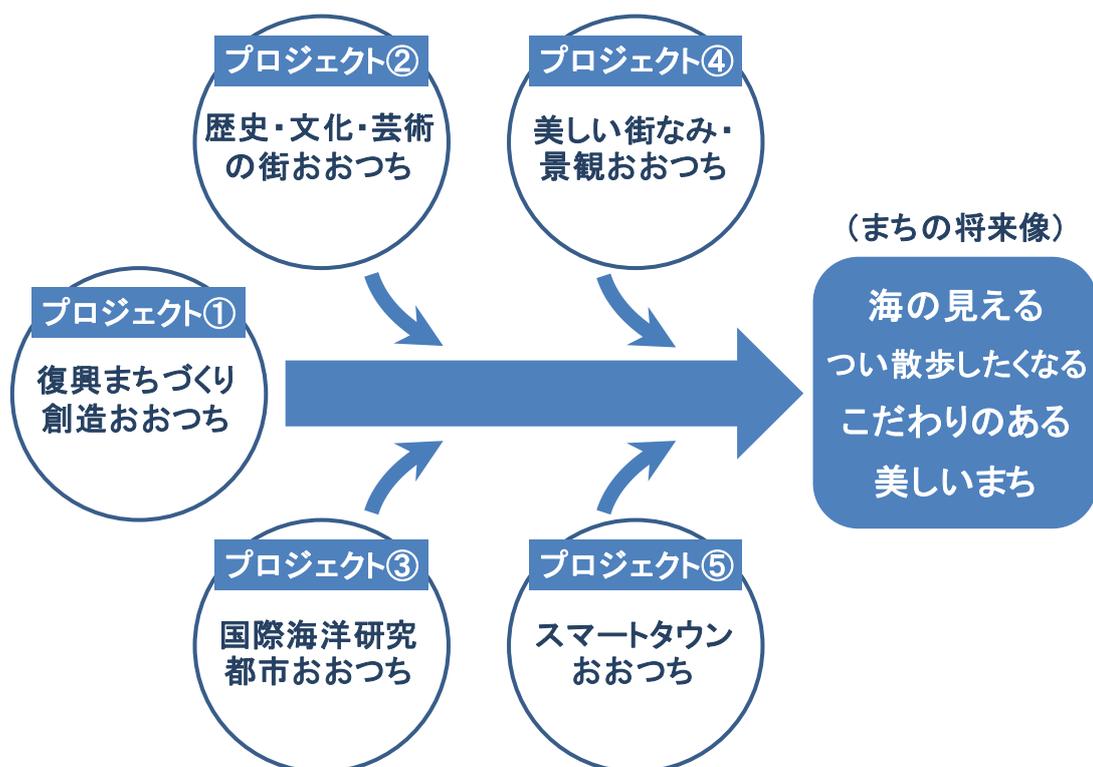
3 プロジェクトの取組方針

重点プロジェクトの企画・実施に当たって、町民、関係団体、行政などの参画による推進体制を整備します。

重要度や時間軸を考慮のうえ実施計画を作成し、官民の適切な役割分担のもと、各プロジェクトの連携を図り、相乗効果の発揮などに十分留意して取り組みます。

なお、今後予想される内外の情勢の変化に即し、適宜、計画の見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

(参考) おおつちの未来を創る5つの重点プロジェクト (概念図)



第6章 地域別の復興まちづくりの方向性

10月10日開催の第1回「大槌町地域復興協議会全体会」（以下「全体会」という。）を皮切りに、町内10地域に「地域復興協議会」（以下「協議会」という。）を立ち上げ、「地域復興協議会復興計画」（以下「地域計画」という。）の策定に取り組んできました。

協議会では、町の指定する4回（小鎚・金沢地域は2回）の会議のほか、地域によっては役員会及び独自開催等を積極的に開催し、非常に短い策定期間でありながら、地域の再生・復興に向けた議論を重ね、12月4日開催の第2回全体会において、10地域でまとめた地域計画を町に対して提案していただきました。

この章については、協議会から提案された地域計画をベースに、復興まちづくりの軸となる部分を、（1）基本的な考え方、（2）復興方針、（3）復興イメージの3項目にまとめたものです。復興イメージについては、協議会で行われた復興パターン図の検討段階で、具体的な事業手法等を組み入れた土地利用の議論を行っていないため、ここでは、土地利用と基盤整備の方向性を示しています。

基本計画策定後には、被災世帯を対象に「住宅再建に関する意向調査」を実施します。「大槌町内に住居を再建したいのか」、「津波浸水区域外の高台を希望するのか」、「住んでいた場所に再建を希望するのか」、「公営住宅を希望するのか」等の把握を目的としております。

今後は、「地域別の復興まちづくりの方向性」をベースに、意向調査の結果等を踏まえ、国や県をはじめとする関係機関との協議を行い、都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業など、土地利用に関する各種事業制度との調整を図りながら実施計画を策定することとしております。

このことから、実施計画の策定段階において、この章の内容が変わる場合もあります。

【地域別の構成】

（1）基本的な考え方

- ・ コミュニティ再構築の方向性
- ・ まちづくりの理念や価値

（2）復興方針

- ・ 市街の構造
- ・ 土地利用と施設配置
- ・ 避難の考え方

（3）復興イメージ

- ・ 土地利用と基盤整備の方向性

1. 町方地域

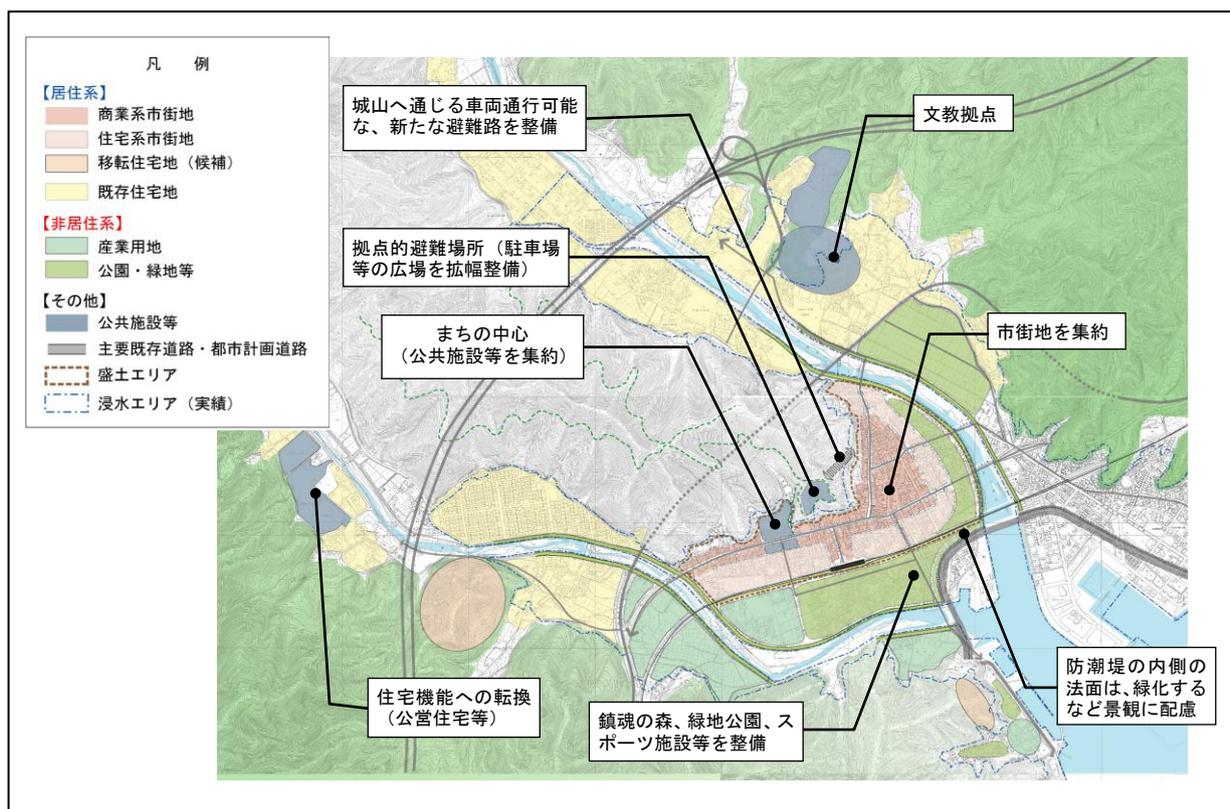
(1) 基本的な考え方

- ・ 大槌町の歴史的な中心地である町方を、引き続き町の中心として再興することが多くの町民の願いです。安全・安心に配慮したうえで、町方を大槌の中心市街地として復興します。
- ・ 城山や豊富な湧水など、地域の歴史と自然の資源を活かした潤いのある都市空間の再生を進めます。

(2) 復興方針

- ・ 城山への避難条件や津波による浸水条件を考慮しながら、市街地の集約を図り、避難しやすいまちづくりを行います。
- ・ 旧街道沿いには、公共公益的な施設や商業施設の立地を計画あるいは誘導し、中心市街地として再興するとともに、必要に応じて盛土等により安全性を高めます。
- ・ 非常時の避難拠点を兼ねる公共施設の主要な配置場所は、中心部の城山周辺、東側は大槌高等学校周辺（文教施設等）、西側は寺野周辺（公営住宅等）の3地点とし、また大槌川・小槌川沿いの地域に移転希望者のための居住地を確保することによって、U字型のまちの骨格形成を図ります。
- ・ 再興する市街地をL字型に取り囲むように、公園や運動施設等を含む緑地帯を確保し、防潮林（水害防備林）の機能を場所に応じて組み込みながら、防潮堤の視覚的影響を軽減する整備を行います。
- ・ 中心市街地とそれを取り囲む公園・緑地帯との接合部には、水（湧水等）を配するなど、緑豊かで潤いのある魅力的なまちづくりを行います。また、その緑地帯の一部に製造業・流通業などの産業用地を確保します。
- ・ 城山を災害時対応の機能中枢に位置付けて必要な整備を施すとともに、市街のいずれの場所からも速やかに到達できるように、避難路の体系を組み立てます。この体系と合致するように、日常的な生活動線・居場所・散歩道となる公共空間（車道・歩道・遊歩道・広場・小公園など）を配置します。

(3) 復興イメージ



2. 桜木町・花輪田地域

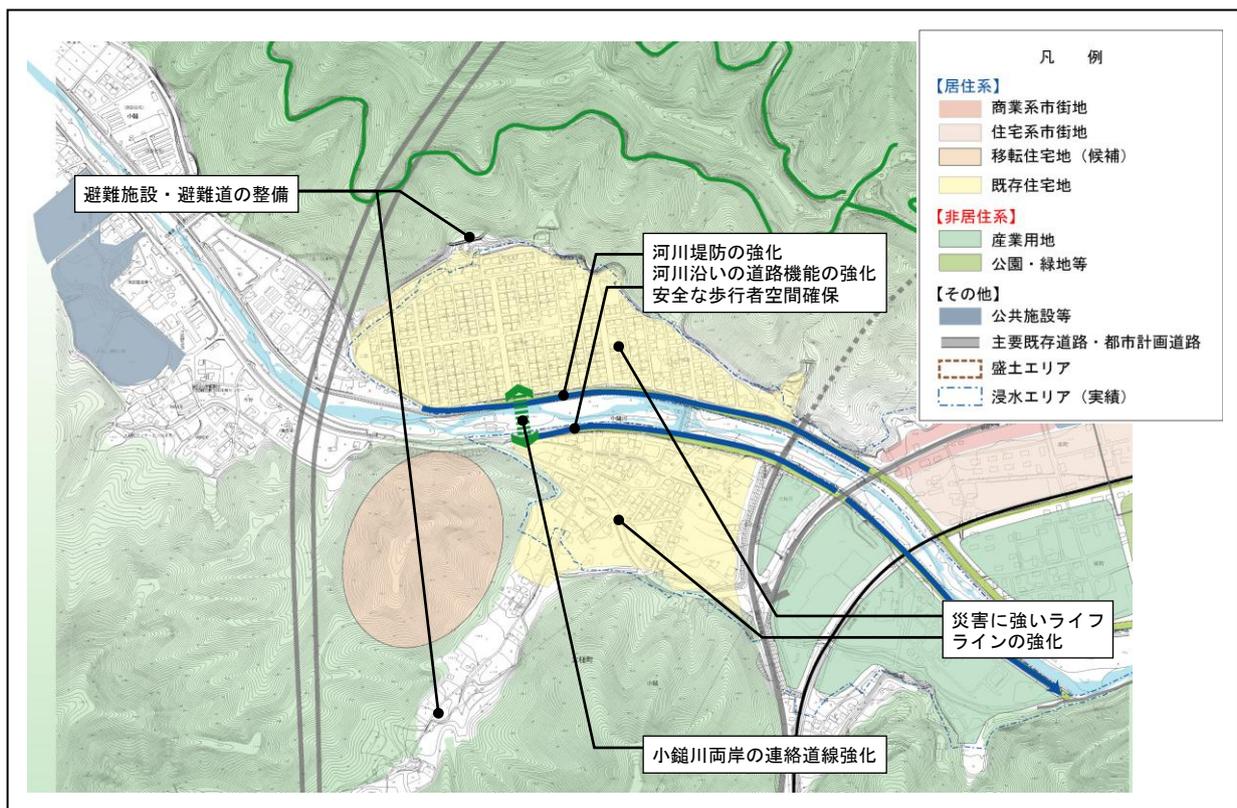
(1) 基本的な考え方

- ・ 津波をはじめ、洪水、土砂災害などに対しても安心できる総合的な防災まちづくりを推進します。
- ・ 小鍬川沿いの上下流方向の交通量の増加に対応して、子どもや高齢者が安全に活動できる公共空間の充実を図ります。

(2) 復興方針

- ・ 防潮堤を整備し、津波に対して安全性の高いまちづくりを行うことで、震災前の居住地を引き続き利用します。
- ・ 小鍬川の治水安全性を確認しつつ、河川堤防及び地域内の排水機能・浸水防止機能の強化を図ります。
- ・ 津波から人命を守るため、高台で避難しやすい場所に避難所を整備するとともに、常時避難が可能なよう緊急物資を備蓄できる施設の整備を図ります。
- ・ 城山に整備されている林道や今後整備される三陸縦貫道へのアクセスを確保し、また、桜木町・花輪田地域を連絡するための新たな架橋を整備する等、避難経路の充実を図ります。
- ・ 総合的な防災力を向上させ、災害時に早期復旧が行えるようなライフラインの整備を目指します。
- ・ 仮設校舎及び仮設住宅の設置により、町方からの人口が移動していることと、今後開発が想定される住宅地の造成等により、寺野から小鍬方面の人口増加が見込まれることから、小鍬川上下流を連絡する道路機能を強化し、安心して移動できる歩行空間や交通安全施設の充実を図ります。

(3) 復興イメージ



3. 小枕・伸松地域

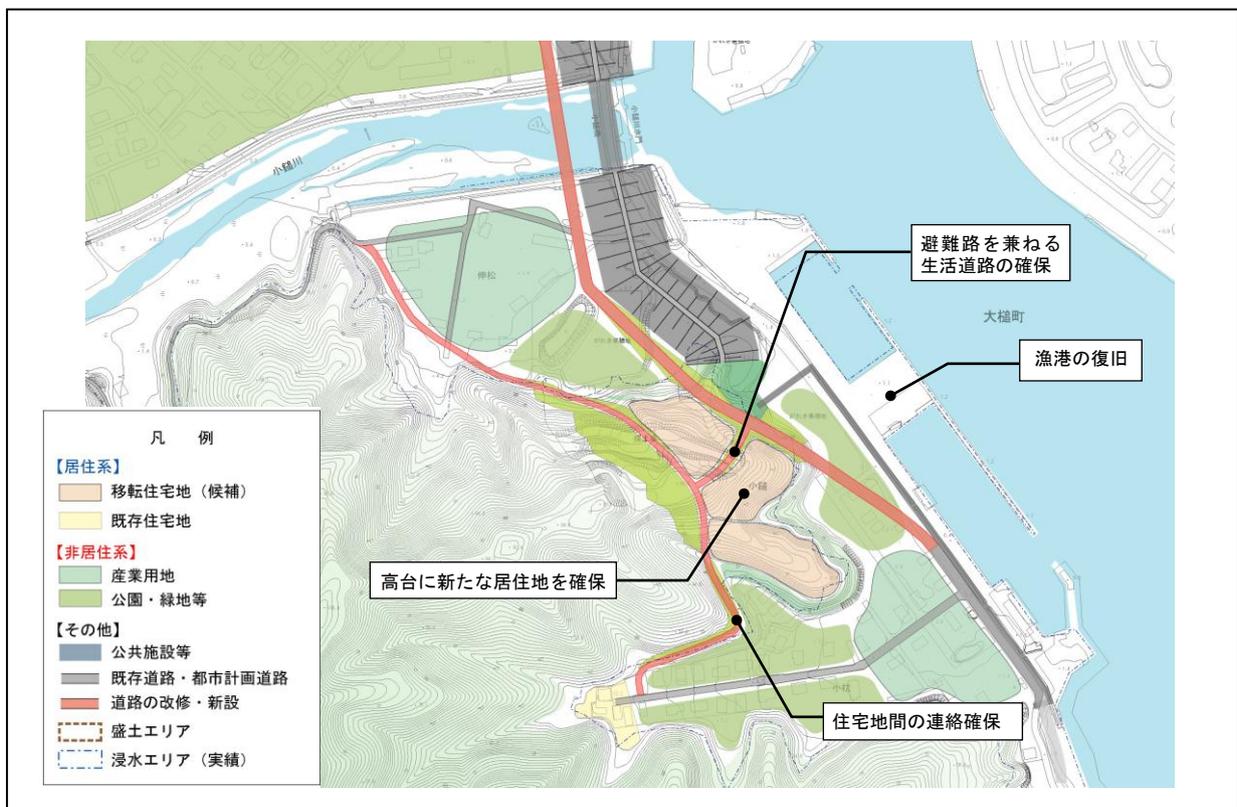
(1) 基本的な考え方

- ・ 当該地域は、集落のほぼ全域が壊滅的な被害を受け、近隣に居住環境を創出するためには、少なからぬ地形改変や集落の孤立など、克服すべき課題が残ります。そのため、この場所に集落を再興することについては、町民の意向を踏まえつつ検討を継続することとします。
- ・ 被災前から続くコミュニティを尊重することとし、他地域へ移住することがあっても、これらのまとまりを維持したまま移住できる方法を検討します。

(2) 復興方針

- ・ 小枕と伸松の間の高台に居住地をつくり、被災前より続くコミュニティを極力維持できるような住宅や公共施設の配置を行い、集落の中心を形成します。
- ・ 低地部は産業用地、中段は緑地とし、沢となる谷筋には無理な宅地造成を行わないこととします。
- ・ 災害時に高台へと速やかに避難できる避難路や、孤立を回避する道路網を整備します。
- ・ 万が一孤立した場合に備えるため、必要な施設・設備を用意します。
- ・ 日常的に多用する町方への動線は、緩勾配や夜間の安全など日常生活に配慮した道路整備を行います。
- ・ 漁港等の施設については、漁業が再開できるよう復旧します。

(3) 復興イメージ



4. 沢山・源水・大ヶ口地域

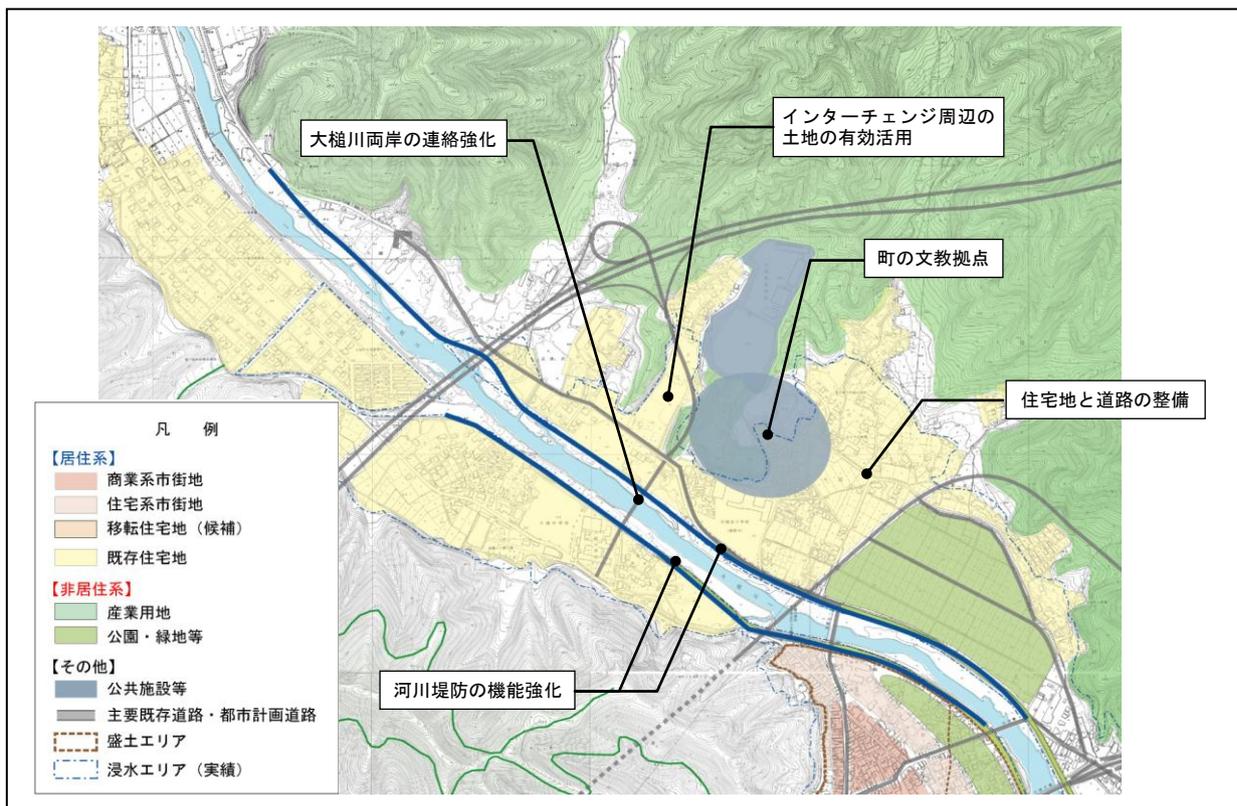
(1) 基本的な考え方

- ・ 当該地域は今回の津波により一部地域で甚大な被害を受けましたが、町の中心市街地に近い主要な居住エリアであることから、より安全な住宅地として再興するとともに、豊かで活気のある地域となるよう整備を進めます。
- ・ 被災した沢山地域や大槌中学校周辺の土地利用の再編と、源水川付近の整備を検討するとともに、総合的な防災力の向上を目指したまちづくりを行います。

(2) 復興方針

- ・ 防潮堤を整備することで元の住宅地を再生するとともに、空地や公共用地を中心として移転者を受け入れるための宅地、災害公営住宅用地を整備します。
- ・ 三陸縦貫道大槌インターをまちの入口と位置付け、関連する主要道路の整備を行い、地域はもとより町全体の活性化を図ります。
- ・ 大槌北小学校の北側に小中一貫教育校を設置し、大槌高等学校と合わせて町の文教拠点とします。
- ・ 沢山地域と源水地域を結ぶ新たな架橋を設置し、文教拠点へのアクセスを向上させるとともに、両地域の一体化を図ります。
- ・ 沢山の国道 45 号バイパスにおいては、津波防護に資する道路整備を働きかけるとともに、周辺地域の主要道路及び住宅地の整備を行います。
- ・ 避難施設や避難路の整備を行い、地震や津波だけではなく、洪水や土砂災害等に備えた総合的な防災力の向上を目指します。

(3) 復興イメージ



5. 安渡地域

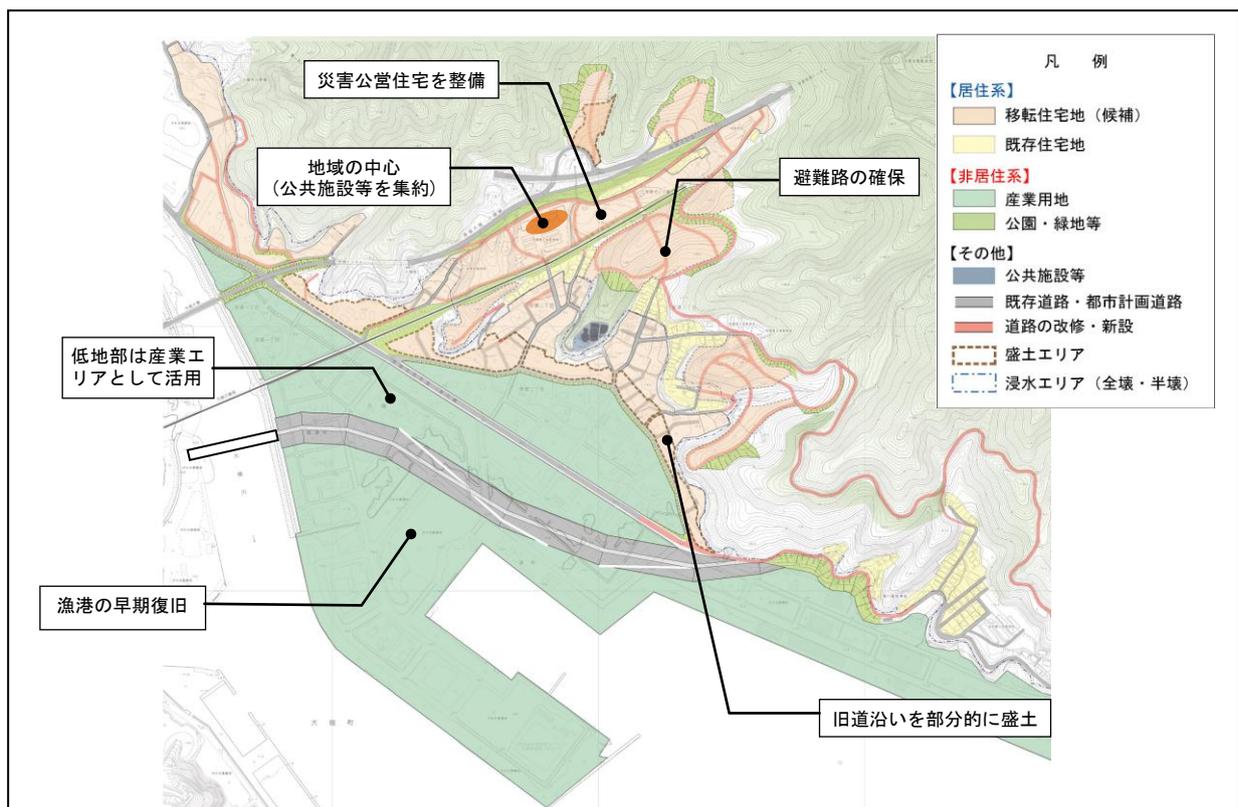
(1) 基本的な考え方

- ・ 安渡地域のコミュニティを維持しながら、高台に地域の中心を再編します。
- ・ 被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう、居住エリアを山側に形成し、コンパクトで一体感を持ったまちを構築します。

(2) 復興方針

- ・ 山側の居住エリア、非被災エリア、低地部の産業エリアを繋がりのあるまちとして形成します。
- ・ 安渡小学校周辺に核となる公共施設を配置し、新たなまちの中心部として位置付けるとともに、有事の避難拠点として必要な機能を持たせます。
- ・ 新たな居住エリアとしては、国道 45 号付近、大槌稲荷神社の北側、赤浜への林道に沿ったエリア、安渡小学校周辺等を候補地とします。また、安渡小学校周辺には災害公営住宅を配置し、密度の高い居住エリアを形成します。
- ・ 旧道(一部は県道)から山側を一定の高さまで嵩上げし、津波に対する安全性を高めます。
- ・ 道路網は、行き止まりをなくすなど日常的な回遊性を確保するとともに、避難路としても効果的に機能するよう体系的な整備を行います。また、この体系に合致するように日常的に利用する場(小広場・公園・公共施設等)を配置します。
- ・ 赤浜地域へ通じる林道の拡充整備を検討し、避難道及び連絡路としての充実を図ります。
- ・ 漁港及び必要な関連施設を早期に整備するとともに、地盤沈下した低地部を活用するために必要な整備を行います。
- ・ 災害発生時に堤外にいる人が避難できる仕組みをつくります。

(3) 復興イメージ



6. 赤浜地域

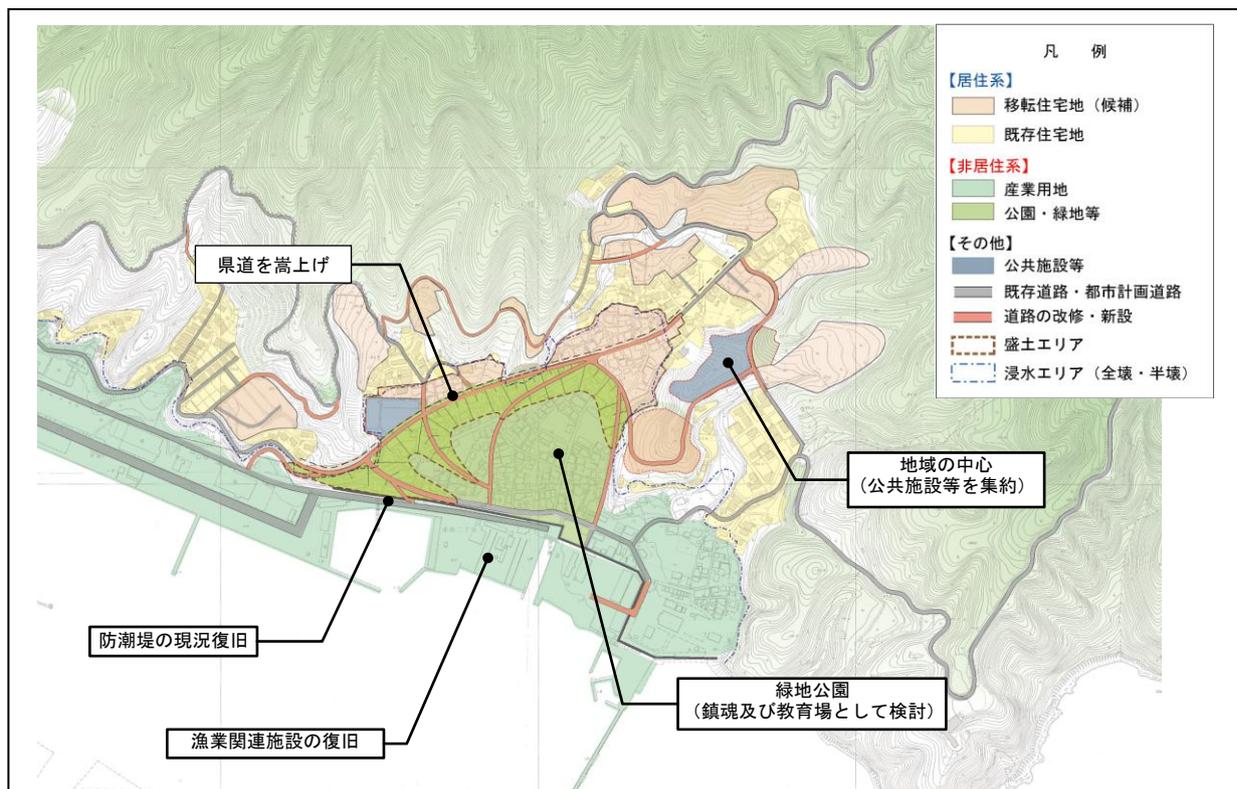
(1) 基本的な考え方

- ・ 防潮堤に頼らず、非被災地域と一体となった住宅地を新たに形成します。防潮堤は旧来の高さに留め、津波を視覚的に認知できて、美しい海を悠々と望める居住エリアを創出します。
- ・ 赤浜のシンボル蓬莱島のある海辺にも近づきやすく、災害時にはどこからでも避難できる仕組みを構築します。
- ・ 災害時にも地域全体が一体性を保ち、周辺地域との繋がりを維持できるまちづくりを行います。

(2) 復興方針

- ・ 非被災地域と一体となる高台に新たな居住エリアを設け、その中心には、日常の集いの場であり、災害時の避難場所となる公共施設を配置します。
- ・ 低地部は、産業・業務エリア、緑地公園として利用するだけでなく、津波被害を伝える鎮魂の場、教育の場として活用することを検討し、災害に強い人造りを行います。
- ・ 防潮堤は既存施設の復旧とします。防潮扉は設置せず、日常生活道路と避難路を兼ねたスロープや階段を設置します。
- ・ 県道吉里吉里釜石線は山側に路線変更するとともに、被災しない高さまでの嵩上げを行い、防潮堤に代わる施設として整備します。また、法面には生活道を兼ねた避難路を設置し、擁壁ではない勾配のゆるい土羽堤防とします。
- ・ 安渡地域へ通じる林道の拡充整備を検討し、避難道及び連絡路としての充実を図ります。
- ・ 漁港及び関連施設を早期に復旧し、堤外地から漁業従事者が孤立せずに避難できる仕組みをつくります。

(3) 復興イメージ



7. 吉里吉里地域

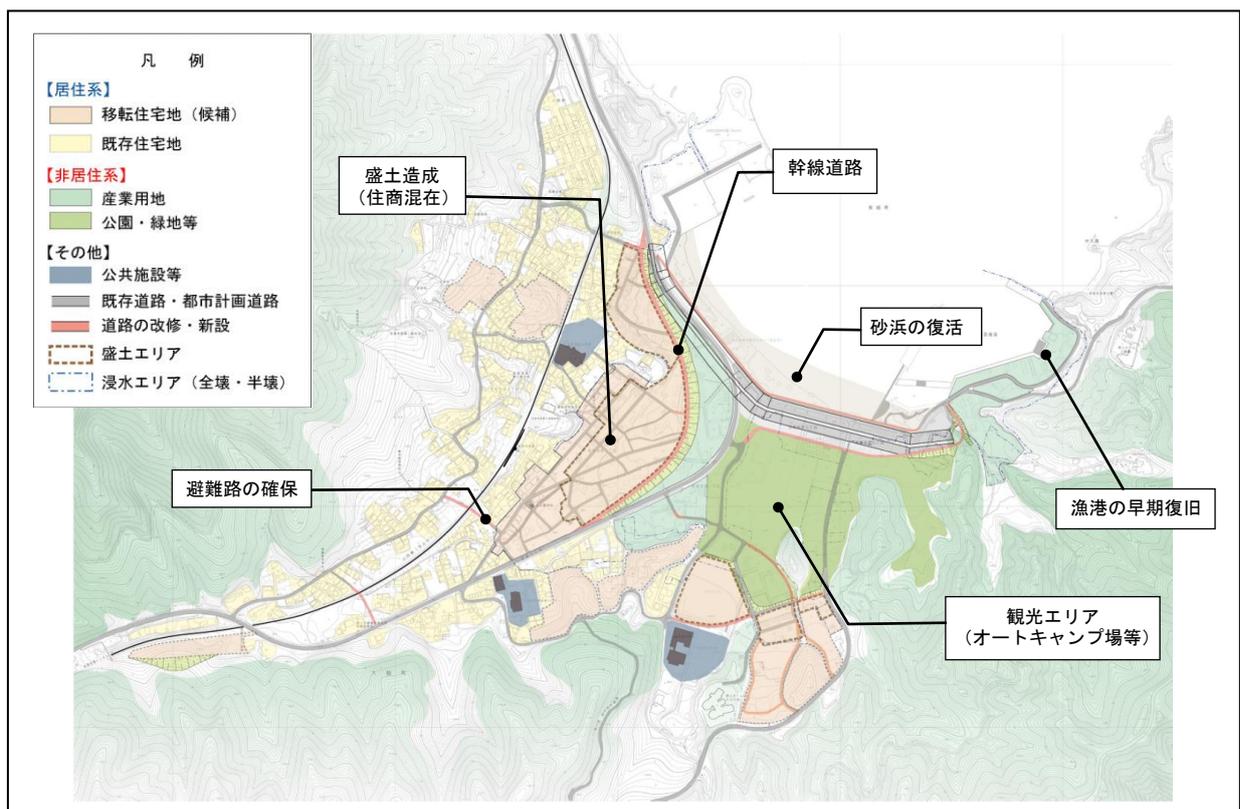
(1) 基本的な考え方

- ・ 砂浜の広がる海と漁港やフィッシャーリーナ、それらに面し低地から斜面地へと広がる集落という魅力的な地の利を活かし、住民も来訪者も海とのつながりを感じることができる美しい吉里吉里地域を再生します。
- ・ 昭和三陸津波後に住民の手による復興計画で生まれたまちの中心を残しながら、居住エリアを山側へ移動し、安全でかつコミュニティを維持できる集落に再編します。

(2) 復興方針

- ・ 被災前のまちの中心部を残すために、国道 45 号の内側に幹線道路を配置し、その山側を盛土することで、商業系を含む居住エリアを構築します。また、新たに吉里吉里中学校周辺、西側の国道 45 号沿い、吉里吉里四丁目等に移転候補地として検討し、宅地及び災害公営住宅を整備します。
- ・ 日常的な利用が見込まれる場所を選び、新たに J R 山田線を越えて高台へ移動できる避難路や、地域の高台へと繋がる避難路を複数確保するとともに、合わせて既存道路網の拡幅整備を検討します。
- ・ 低地部の危険な区域には居住しないこととし、緑地や公園、観光施設等を配置します。
- ・ 当地域の重要な観光資源である砂浜を再生するとともに、海と集落の境界部分に砂浜と集落が一体的に感じられる空間整備を行うことで、災害発生時に海岸利用者がすみやかに避難できると同時に、海とのつながりを感じられる魅力的な場所を創出します。
- ・ 漁港及び必要な関連施設を早期に整備します。

(3) 復興イメージ



8. 浪板地域

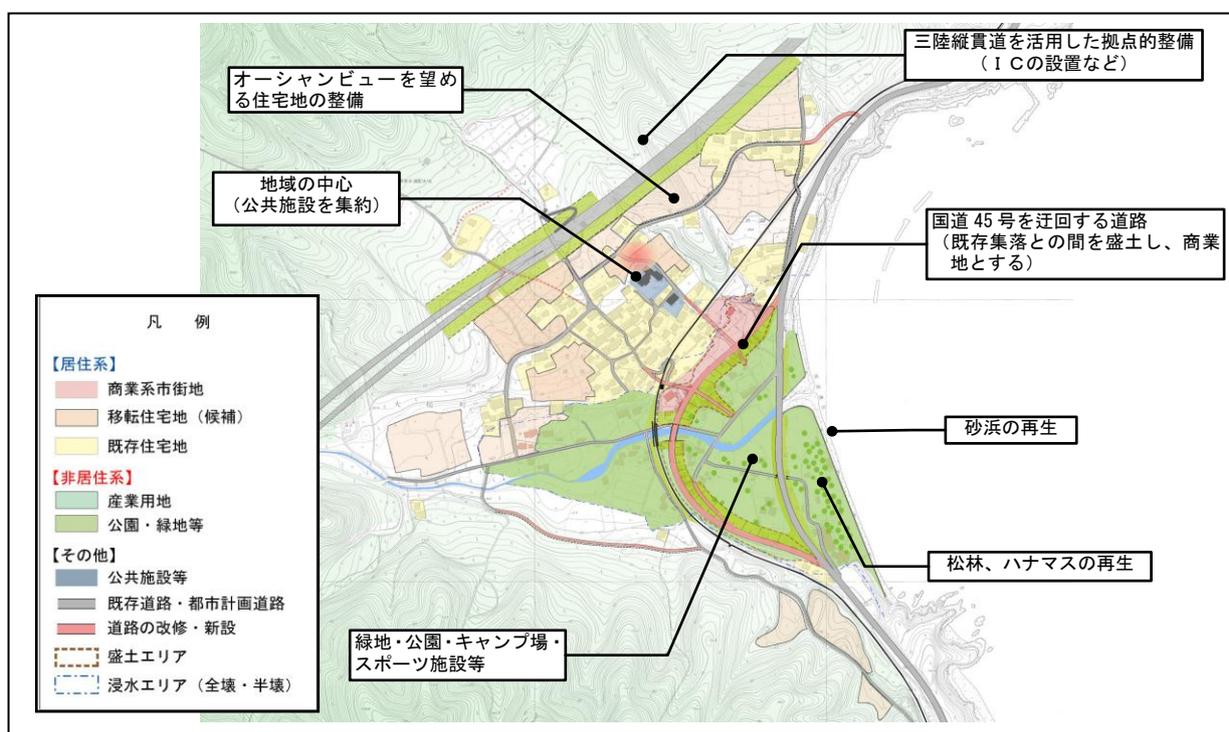
(1) 基本的な考え方

- ・ 砂浜の広がる海と松林やハマナスの咲く後背緑地、それらを望む緩やかな斜面地の集落という魅力的な地の利を活かし、住民も来訪者もつい散歩したくなる美しい浪板地域を再生します。
- ・ 今回の被災範囲より標高の高い場所に、既存集落と一体化する居住エリアを設けることで、まちの中心を山側に移動し、安全でかつコミュニティを維持できる集落に再編します。

(2) 復興方針

- ・ 新しい住宅地は、既存集落に隣接した場所を選び、災害公営住宅を含めオーシャンビューが望める住宅にすることで、将来的に他地域からの移住者も受け入れられる質の高い整備を行います。
- ・ 浪板交流促進センターの周辺を新しいまちの中心部に位置付け、その脇を通る道路を地域の主要道路として拡幅整備することを検討します。
- ・ 三陸縦貫道にインターチェンジなどの設置を働きかけるとともに、地域の道路網の整備を行い三陸縦貫道と国道45号へのアクセスの向上を図ります。
- ・ 地域の主要道路沿いには公共的な施設を配置し、生活の利便性を高めるとともに、住民が日常的に集まれる場所をつくります。また、旧児童館については、消防屯所などの活用を検討します。
- ・ 国道45号においては、津波防護に資する施設について、他機関との関係も踏まえつつ、その整備を働きかけるとともに、JR山田線沿いに国道45号を迂回する道路を嵩上げし、防潮堤の機能を持たせます。日常時には、集落と国道45号との重要な連絡路として活用し、災害発生時には高台への避難路の起点として活用します。
- ・ 国道45号を迂回する道路と既存集落の間を盛土することで、海に面した眺めの良い場所を設け、旅館や商店などの商業地として活用します。
- ・ 当地域の重要な観光資源である砂浜や浪板川、松林やハマナスを再生するとともに、今回被災したエリアを緑地・公園・キャンプ場・スポーツ施設等として整備することで、海と緑地が一体となる魅力的な場所を創出します。

(3) 復興イメージ



9. 小鎚地域

(1) 基本的な考え方

- ・ 災害時に避難者の受入れ、炊き出し等の支援を行うことができるような後方支援基地として位置付けます。

(2) 復興方針

- ・ 行政との連携強化や地域内の防災組織を強化し、災害情報の地域内への伝達を徹底します。
- ・ 小鎚地域での在宅受入可能人数やそれに伴う物資の必要量を把握し、避難者受け入れのマニュアルを作成します。
- ・ 避難地住民の受け入れ候補となる公共施設等については、耐震化等の安全性を確保するとともに、食料・飲料水の備蓄や非常用発電設備の整備を行います。
- ・ 災害時に地域の孤立を避けるため、交通網、通信網の脆弱性を解消するとともに、ガソリン等の燃料や電力等を非常時にも確保できるような対策を実施します。

10. 金沢地域

(1) 基本的な考え方

- ・ 海岸部において大規模災害が発生した際に、内陸方面からの支援を受け入れ、被災地へと結ぶ後方支援基地として活用します。
- ・ 金沢地域は、平常時における山間部の交流拠点としての機能を果たすことが、災害発生時の被災地支援拠点としての活用に繋がることから、地域の総合的な機能強化を図ります。

(2) 復興方針

- ・ 金沢支所、生活改善センター、旧金沢保育所、旧金沢小学校といった公共施設について、平常時は住民が利用でき、災害発生時にはボランティア等の活動拠点や避難者の受入れ拠点として活用できるように、再整備や利用方法の検討を行います。また、これらの施設に備蓄倉庫としての機能を持たせます。
- ・ 土坂峠が常に安心して通行できるよう、主要地方道大槌小国線の土坂トンネルの早期実現などを目指します。
- ・ 地域性を踏まえた小水力発電（水車）等、海岸部からの電力供給に依存しないエネルギー供給の手段を導入します。
- ・ ラジオ、防災行政無線、携帯電話といった情報インフラの整備・高度化を図ります。
- ・ 地域住民を対象に、被災者の受け入れを想定した避難訓練を実施するとともに、最低限の備蓄などについて、マニュアル等を作成します。

第7章 計画の推進方策

(1) 町民と行政との協働による復興まちづくりの推進

復興まちづくりを推進していくためには、行政のみならず、地域に住んでいる町民等に根差した議論を深め、お互いの役割を確認し合いながら取組を推進していくことが不可欠と考えます。

このため、各地域の町民で構成される地域復興協議会の継続的な開催をはじめ、自治会やNPO、農林商工団体など各種団体や企業など、さまざまな地域の構成主体との意見交換のほか、住民向けの意向調査の実施や、広報誌による情報提供等に積極的に取り組みます。

このような町民と行政との協働を復興まちづくりの運営の基本とし、町民が一体となって、復興計画の実現に取り組んでいくよう努めます。

(2) 国、県や市町村との連携による施策の展開等

今回の震災では多くの有為な職員を失っており、現在、国や県、他の市町村からの多くの応援をいただいています。今後、計画に盛り込んだ各種の復旧・復興事業を展開していくため、更なる支援職員の受入れなどによる組織体制の強化は不可欠です。

今後、国や県、県内外の市町村とも十分に連携しながら、組織体制の強化を図っていくとともに、広域的な施策等を展開していきます。

(3) 効果的な事業実施と効率的な行財政運営の展開

本基本計画を踏まえ、今後策定予定の実施計画においては、住民ニーズに即した緊急的、優先的な課題を整理のうえ、各事業の取組工程を明らかにし、計画的な事業執行に努めます。

特に、限られた財源で最大限の事業効果をあげるため、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗管理を徹底するとともに、必要に応じて計画の見直しにも柔軟に対応しながら、効果的な事業実施と効率的な行財政運営を両立していきます。

資料編

目次

1	大槌町災害復興基本条例	72
2	大槌町災害復興本部の設置及び運営に関する規則	74
3	大槌町震災復興基本方針	77
4	大槌町東日本大震災津波復興計画策定体制	80
5	大槌町東日本大震災津波復興計画策定に係る経過	83

別冊 大槌町地域復興協議会復興計画

1 大槌町災害復興基本条例

大槌町災害復興基本条例

平成23年9月30日

大槌町条例第15号

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、多くの尊い命と財産が奪われた。大槌町においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取り組みなどを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本町にとっても、かつて経験したことがない大災害となった。

このような状況において大槌町は、災害復興にあたり、第一義的に町民の暮らしの安定・向上を図ることを目標として、市街地整備や産業振興等を含めた「暮らしの復興」を進めることとし、町民、事業者及び町が協働して、復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明するとともに、復興対策の指針を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大槌町が大規模な災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における暮らしの復興を実現するため、町民、事業者及び町の協働により復興対策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が安心して住み続けられる地域づくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 地震その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

(2) 暮らしの復興 災害により大規模な被害を受けた町民の暮らしの安定・向上を図ることを第一義の目的とし、被災前の地域社会にできる限り復旧し、生活の再建、再度の災害の防止及び生活・経済環境の向上を目指した復興を総合的に進めることをいう。

(3) 復興対策 被災後の暮らしの復興を図るための各種対策をいう。

(4) 地域協働復興 被災後において、町民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び大槌町その他の行政機関及び他団体との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。

(5) 復興町民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

(6) 地域復興協議会 復興対策を総合的かつ計画的に推進するための過程における、地域住民との合意形成を図るための地域住民で構成する組織をいう。

(復興の基本理念)

第3条 町民、事業者及び町が、協働して復興対策を推進することにより、大槌町民憲章の具現化を目指すこととする。

2 町長は、暮らしの復興に際して、被災者及び町民との協働のもと、医療、保健福祉、産業、教育文化、まちづくり等の復興の課題を、総合的かつ計画的に取り組み、歴史、文化や景観を生かした安全で住みやすい快適な環境創造を図るものとする。

(町長の責務)

第4条 町長は、災害により大規模な被害が発生したときは、暮らしの復興を実現するため、速やかに災害復興基本計画及び災害復興実施計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 町長は、暮らしの復興を実現するために、町の組織及び機能を挙げて最大の努力を払い、必要な施策を実施しなければならない。

3 町長は、計画の策定に当たっては、町民及び事業者（以下「町民等」という。）並びに復興町民組織の意見を聴くように努めるとともに、復興対策の実施に当たっては、町民等及び復興町民組織の適正な合意形成に努めなければならない。

4 町長は、国、県及び関係機関との連携を図り、復興対策の推進その他必要な施策を実施しなければならない。

5 町長は、計画の策定に当たっては、ボランティア、企業、NPO、NGO、高等教育機関などに積極的な支援と参画を求め、開かれた復興に努めなければならない。

(町民等及び復興町民組織の責務)

第5条 町民等は、自立的に、かつ、相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めなければならない。

2 町民等及び復興町民組織は、町の定める計画に基づく復興に努めなければならない。

3 復興町民組織は、地域住民、地域内に存する事業者等の合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、町とともに地域の復興に努めなければならない。

(町民等の参画と協働による復興の推進)

第6条 町長は、災害からの復興に関して、町民等の参画と協働を保障し、地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するものとする。

第7条 町長は、町民等が被災後に被災地にとどまり、生活や生業並びに被災前の地域社会をできる限り維持できるよう、町民等の暫定的な生活及び生業の場の確保に努めるものとする。

第8条 町長は、平常行っている町民等の各種地域活動の推進にあわせ、あらかじめ、地域協働復興に対する町民等の理解を深めるよう努めるものとする。

(地域復興協議会の設置)

第9条 町長は、復興対策を総合的かつ計画的に推進するための過程において、地域住民との合意形成を図るための地域住民構成員とする組織を設置する。

2 町長は、地域復興協議会の運営について、別に定めるものとする。

(町民等の参画と協働による復興への取り組みに対する支援)

第10条 町長は、町民等が参画と協働による復興を推進するため、復興町民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町長は、国、県及び関係機関団体との連携を図り、復興町民組織の活動に対して必要な施策の実施に努めるものとする。

3 町長は、復興町民組織の活動を支援するため、専門家、NPO、NGO、高等教育機関等との協力関係の構築に努めるものとする。

(災害復興本部の設置)

第11条 町長は、災害による大規模な被害が発生し、総合的、計画的な復興対策を迅速かつ円滑に推進する必要があると認めるときは、大槌町災害復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織及び職務)

第12条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長及び本部員は、本部長が町の職員のうちから指名する。

4 本部は、大槌町災害対策本部条例（昭和38年大槌町条例第14号）で定める大槌町災害対策本部と連携し、復興対策を推進するものとする。

(本部の廃止)

第13条 町長は、暮らしの復興が完遂し、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項並びに本部の設置及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

2 大槌町災害復興本部の設置及び運営に関する規則

大槌町災害復興本部の設置及び運営に関する規則

平成23年11月21日

大槌町規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大槌町災害復興基本条例（平成23年大槌町条例第15号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、大槌町災害復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 本部員は、別紙に掲げる職員をもって充てる。

3 本部長は特に必要があると認るときは、前項に定める者のほかも町の職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務)

第3条 本部は、常に関係機関と連絡をとりながら、能率的な運営に努め、条例第1条に定める目的の実現を図らなければならない。

2 本部長は、本部の事務を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、本部長の職務を代理する順序は、副町長、教育長とする。

4 本部員は、本部長の指示のもとに、別表で定める事務を行う。

(災害復興本部会議)

第4条 本部長は、災害復興に関する重要な課題について総合的な調整を行うため、本部に災害復興本部会議（以下「会議」という。）を設置し、次に掲げる事項を付議する。

(1) 災害復興基本方針、災害復興実施計画の策定等、災害復興に係る重要事項の審議及び調整

(2) 災害復興に係る重要事項の進行管理

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める事項

2 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 会議は、本部長が招集する。

(災害復興本部事務局)

第5条 本部長は、復興に係る各計画等を総合的に調整する必要があると認るときは、本部に事務局を置くことができる。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長は復興局長とし、事務局員は復興推進室及び関係課室の職員のうちから町長が指名する。

4 事務局は、本部事務、復興事業に関する基本的な方針その他全庁的な調整に関する事項を処理する。（復興宣言）

第6条 本部長は、災害復興を達成し、本部の任務が完遂されたと認められる場合、本部を廃止するものとする。

2 本部長は、災害復興を達成したときは、町民等に対し、復興宣言を行わなければならない。

3 本部長は大槌町議会に本部を廃止した旨を報告しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

別紙（第2条第2項関係）

総務部長 総務課長 財政課長 税務会計課長 消防課長 民生部長 町民課長 福祉課長 産業振興部長 産業振興課長 雇用対策室長 地域整備部長 地域整備課長 高規格幹線道路対策室長	復興局長 復興推進室長 情報化推進室長 被災者支援室長 水道事業所長 議会事務局長 教育部長 学務課長 生涯学習課長
---	--

別表（第3条第4項関係）

部局名	事務分掌
総務部 総務課	1 災害復興に係る職員体制の整備に関する事 2 災害復興に係る広聴、広報に関する事 3 災害復興に係る地域防災計画に関する事 4 防災施設の管理運営に関する事 5 職員の保健対策（こころのケア等）及び健康管理に関する事 6 特命事項に関する事
財政課	1 災害復興に係る財政計画に関する事 2 災害復興基金の協議等に関する事 3 災害復興に係る公用車の運行管理に関する事 4 災害復興に係る公契約等に関する事 5 特命事項に関する事
税務会計課	1 公金の支出及び収入に関する事 2 課税対象物への賦課に係る減免税の措置に関する事 3 国民健康保険料の賦課に係る減免税の措置に関する事 4 固定資産に関する調査研究に関する事 5 特命事項に関する事
消防課	1 防災施設の整備に関する事 2 特命事項に関する事
民生部 町民課	1 被災者の住民情報の管理に関する事 2 生活環境の保全に関する事 3 特命事項に関する事
福祉課	1 被災者の保健対策（こころのケア等）に関する事 2 生活支援対策に関する事 3 医療・社会福祉施設の再建支援に関する事 4 医療・福祉人材の確保に関する事 5 ボランティアの受入れに関する事 6 所管施設の整備に関する事 7 特命事項に関する事

部局名	事務分掌
産業振興部 産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一次産業の振興に関する事。 2 中小零細企業の復旧・復興に関する事。 3 被災地及び被災地以外の雇用維持、創出に関する事。 4 企業誘致の促進に関する事。 5 国土調査の整備に関する事。 6 所管施設の整備に関する事。 7 特命事項に関する事。
地域整備部 地域整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地の復興推進に関する事。 2 道路、橋梁、河川、公園等の所管施設の整備に関する事。 3 公園用地等の利用調整に関する事。 4 公共下水道及び雨水排水施設の整備に関する事。 5 特命事項に関する事。
教育委員会事務局 学務課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童・生徒への支援に関する事。 2 被災児童・生徒及び教職員の保健対策（こころのケア等）及び健康管理に関する事。 3 奨学金制度の貸付特例及び償還減免の措置に関する事。 4 学校、社会教育・体育施設の所管施設の整備に関する事。 5 文化財等の保全・復旧に関する事。 6 特命事項に関する事。
町議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災町議会議員の保健対策（こころのケア等）及び健康管理に関する事。 2 町議会議員への広報・広聴に関する事。 3 特命事項に関する事。
水道事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の整備に関する事。 2 特命事項に関する事。
復興局 復興推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の運営に関する事。 2 災害復興に係る都道府県、他市町村、民間機関等との連絡調整に関する事。 3 災害復興基本方針の策定に関する事。 4 災害復興計画の策定に関する事。 5 災害復興事業に係る総合的な企画、調整及び調査に関する事。 6 災害復興計画の進行管理に関する事。 7 特命事項に関する事。
情報化推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報システムに関する事。 2 特命事項に関する事。
被災者支援室	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活再建の支援に関する事。 2 被災者の生活再建に関する相談体制の整備に関する事。 3 義援金に関する事。 4 特命事項に関する事。

3 大槌町震災復興基本方針

大槌町震災復興基本方針

平成23年9月30日策定

1. 趣 旨

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災津波は、大槌町に壊滅的な打撃を与え、多くの尊い命を奪うとともに貴重な財産を押し流しました。

このような大津波に備えるためにこれまで築いてきた防潮堤をはるかに超えて襲来した津波は、防潮堤を一気に破壊するとともに、大火災を引き起こして街の大部分を喪失させました。

こういった厳しい環境の中で、発生直後から全国各地、世界各国から多くの支援を頂き、これまで町の緊急、応急として復旧に取り組んできました。

電気、水道等のライフラインの復旧や瓦礫の撤去、応急仮設住宅の建設等を推し進めてきましたが、今回、東日本大震災津波からの復興に向けて、地域における未来の設計図となる「震災復興構想」、「震災復興基本計画」及び「震災復興実施計画」を策定する上で、大槌町として取り組む基本的な方針を定めるものです。

2. 基本方針を支える四つの柱

(1) 多重化した防災機能を持つ災害に強いまちづくり

これまでは、過去に襲来した津波の高さを基準として防潮堤、水門等の防災施設を建設してきましたが、今回の東日本大震災津波は、それをはるかに超える高さで襲来していることから、防災施設だけで津波被害を防ぐことは不可能です。

また、津波によって引き起こされた火災は、残った市街地を焼き尽くし、流出を免れた財産をも焼失させたことから火災に対しても強い町をつくる必要があります。

今回の震災では、1,500人を超える尊い人命を喪っていることから、もう二度と人命が奪われることのないよう、防災機能を多重化した町を再建する必要があります。

そのため、次の事項により、災害に強いまちづくりを目指します。

- ① 防潮堤等防災施設による防災だけでなく、街路、鉄道、建築物等の組み合わせにより、被災を最小限に食い止め、安全に避難できる町の配置を再構築します。
- ② 今回、津波により浸水した住家等は、高台移転や地盤の嵩上げを行い、高齢者でも命を奪われる事のない安心、安全なまちづくりを行います。
- ③ 公園、緑地等を適切に配置し、火災の延焼を防ぎ、町民が安らげる憩いのまちづくりを目指します。
- ④ 今回の震災で亡くなった方々のうち、高齢者の占める割合が高いことから、身体の不自由なお年寄りでも、確実に避難できるまちづくりを目指します。
- ⑤ 震災直後から、有線、無線を問わず、組織、町民との伝達手段である通信機能がストップしたことから、これからは、被災時でも連絡手段が途絶えることのない安定した情報通信基盤を整備します。
- ⑥ 風力、太陽光発電等のクリーンエネルギーの整備導入を進めることにより冗長性を備えた電力の供給を図ります。

- ⑦ 今回の震災のように長期にわたる避難生活に対応ができる施設機能を兼ね備えたコミュニティセンターを各地域に配備します。

(2) 被災した町民生活の再建

今回の震災により4,000世帯を超える町民が被災していることから、被災した町民が被災前の暮らしにいち早く戻れるよう対策を講じる必要があります。

そのため、次の事項により、被災した町民生活の再建に努めます。

- ① 被災者の住宅確保のため、応急仮設住宅の建設を急ぐほか、被災した公営住宅の修繕、再配置、それから低廉な家賃の災害公営住宅の建設を早急に推進するとともに、個人住宅再建のための支援を行います。
- ② 市街地に残された瓦礫の撤去を行うとともに、速やかに廃棄物として処理し、震災前の経済活動に少しでも早く戻れるよう町の復興を図ります。
- ③ 町民が安心して暮らせるよう、生活に関連する保健や医療、介護、福祉、環境など、各種サービスの再構築と再生を目指します。
- ④ 災害対策機能を有した学校施設、社会教育施設の復旧整備を図り、児童生徒が充実した教育を受け、すべての町民が幅広い生涯学習活動を行うことができる教育施策を推進します。

(3) 地域経済の振興

漁業、水産加工業、商業とも津波によりすべて壊滅的損壊を受けて、未だ復旧のめどが立っておりません。

また、震災後も地盤沈下、防潮堤の倒壊等のため、経済活動も制限された状況にあり、早急に対策を講じる必要があります。

そのため、次の事項により、地域経済の振興を図ります。

- ① 被災によって無くなった雇用を確保するため、被災企業が事業を再開するための支援や緊急雇用創出事業等を活用した雇用支援を行っていきます。
- ② 瓦礫の撤去や町の基盤整備等、大型公共事業を行い、雇用の確保に努めます。
- ③ 漁業協同組合と一体となり、早急な漁業の再開を図ります。
- ④ 被災した水産加工場等、生産施設再建のための環境の整備を図ります。
- ⑤ 被災により喪失した商店街の復興を支援するとともに、商店と住まいのあり方を検討し、津波による被災時にも対応した商店街の再編を推進します。
- ⑥ 観光施設の再整備を図るとともに、各種イベントや復興キャンペーンを実施して賑わいのある町づくり、観光振興策を推進します。

(4) 町民による町民のためのまちづくり

今回の震災で市街地の大部分を失った事から、ゼロからの出発ということで町民の声が届く、町民による町民のためのまちづくりを行います。

そのため、次の事項により、町民による町民のためのまちづくりを推進します。

- ① 復興計画を進めていく中で町民に対し適切に情報提供を行うため、各地域ごとに「地域復興協議会」を編成し、町民の合意形成が図られるようにします。
- ② 復興計画を策定する上で、町民の声が届くよう「大槌町再生創造会議」を設置し、町民と行政が手と手を取り合って協働で進めていく体制をつくります。
- ③ 今回の震災では、防災施設だけでは災害を防げない事がはっきりしたことから、地区形成、

避難対策、防災対策について、町民と話し合いの場を設けます。

- ④ 今回のような大規模災害では、行政の力だけでは限界がありますので、全町的な自主防災組織化を推進し、住民主体の防災体制を図ります。
- ⑤ 今回の震災のなかで、水門の閉鎖、避難誘導、高齢者の避難援助活動等を行った多くの消防団員等が犠牲になったことから、津波における避難誘導のあり方を町民とともに検証し、今後、犠牲者を出さない防災計画を策定します。

3. 未来を担う子どもたちへのメッセージ

今回の震災では、津波により教育施設に甚大な被害を受けたものの、先生方による的確な避難誘導の結果、幼稚園、保育園、小中学校など多くの子どもたちを救うことができました。これは日頃の津波避難訓練の成果であり、今後も継続して防災教育を行うことが重要であることを示唆しています。

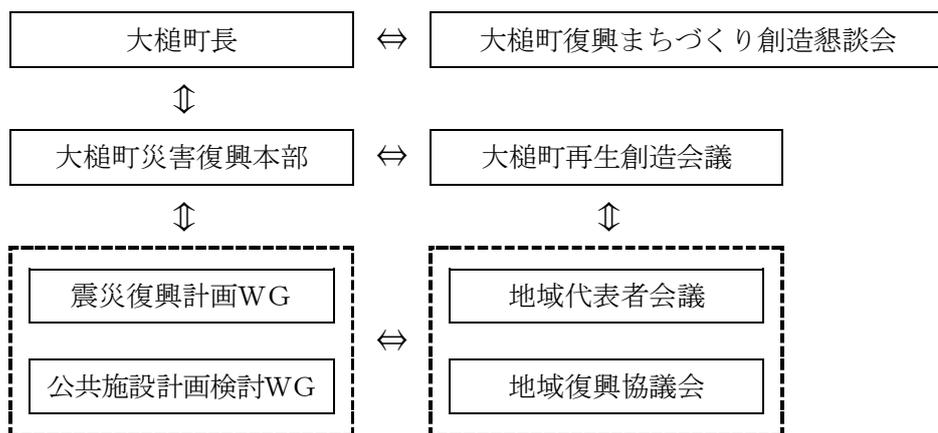
しかしながら、未来ある子どもたちの犠牲があったことも事実です。私達は未来を担う子どもたちを今回のような災害でもう二度と失いたくはありません。そして、一人でも多くの子どもたちが将来に大きな夢や希望を抱きながら、自らの生き方を主体的に切り拓く「生きる力」を身に付け、自分の目標を実現し、ふるさと大槌を創生する担い手となることを望みます。

そのため、これまでの防災教育を継承しながらも今回の記録や教訓を活かした復興・防災教育を実践し、ふるさと大槌を創りふるさと大槌に生きる人材を育成する教育の充実を図ります。さらに、被災した子どもたちに対する教育支援を行うことで、すべての子どもたちの内在的可能性を引き出し、自己実現することができるよう下記の取り組みを実施します。

- ① 町内の小中学校を小中一貫校教育校として位置付け、復興・防災教育を徹底します。
- ② 今回の震災で親等を亡くし、経済的に大きな影響を受けた児童生徒に、就学援助や奨学金の貸し付け等を行います。
- ③ 今回の東日本大震災津波の映像等の記録、町民の記憶や教訓の伝授、その他様々な記録を収集、保存、保全し、今後の防災教育の礎とするとともに、公開し、二度と犠牲者を出さないようにします。

4. 大槌町東日本大震災津波復興計画策定体制

(1) 策定体制



(2) 大槌町復興まちづくり創造懇談会

町長の求めに対して専門家から中立の立場で直接、意見・提言をいただく場として設置。

震災を乗り越える新しい大槌町のまちづくりを展望していただき、喫緊の短期的課題から5年、10年先を見通した中長期の課題の解決に向けて、アドバイスをいただいている。

【アドバイザー】委嘱期間：平成23年10月1日～平成24年3月31日

No.	氏名	専門分野	所属・役職
1	秋富 慎司	医療・福祉	岩手医科大学助教
2	秋道 智彌	地球環境・自然	総合地球環境学研究所研究推進戦略センター教授
3	井上 博夫	財政学	岩手大学人文社会科学部教授
4	大竹 二雄	水産生物学	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター教授
5	金崎 雄三郎	知的財産	統括広域大学知的財産アドバイザー
6	黒倉 壽	水産開発	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
7	佐々木 良博	法律	もりおか法律事務所弁護士
8	鈴木 るり子	地域看護学	岩手看護短期大学教授
9	鷺見 哲也	水環境	大同大学工学部准教授
10	原 重一	観光・リゾート開発計画	元・(財)日本交通公社常務理事
11	向井 清孝	土木工学	東日本大震災 被災地支援チーム SAVE IWATE顧問
12	渡辺 千明	地域防災・木のまちづくり	秋田県立大学木材高度加工研究所准教授

(3) 大槌町再生創造会議

学識経験者、町議会、行政機関及び町の各界代表者から構成し、復興計画について幅広く意見交換する場として設置。

【委員】委嘱期間：平成23年10月20日～平成24年3月31日

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	菊池 良一	大槌商工会会長
2	副委員長	大村 謙二郎	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
3	委員	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科教授
4	委員	岩崎 友一	岩手県議会議員
5	委員	阿部 義正	大槌町議会議員
6	委員	小松 則明	大槌町議会議員
7	委員	佐藤 典男	大槌町農業委員会会長
8	委員	兼澤 平也	花巻農業協同組合大槌地区担当理事
9	委員	佐々木 光一	釜石地方森林組合代表理事組合長
10	委員	芳賀 陽一	大槌町漁業協同組合代表理事副組合長
11	委員	浦田 克利	大槌町水産加工業振興協議会会長
12	委員	藤井 征司	大槌商業開発(株)代表取締役
13	委員	植田 俊郎	大槌町教育委員会教育委員長
14	委員	沼田 義孝	大槌町小中学校校長会会長
15	委員	大森 勝美	大槌町PTA連絡協議会会長代理
16	委員	岩田 千尋	岩手県立大槌病院長
17	委員	道又 衛	釜石医師会理事
18	委員	徳田 信也	大槌町社会福祉協議会会長
19	委員	芳賀 潤	特別養護老人ホームらあふたあヒルズ施設長
20	委員	山崎 元	介護老人保健施設ケアプラザ大槌副施設長
21	委員	煙山 佳成	大槌町消防団団長
22	委員	兼澤 えつ	大槌町婦人消防協力隊連合会会長
23	委員	道又 麻里子	大槌商工会女性部長
24	委員	上野 ヒデ	大槌町連合婦人会事務局長
25	委員	東谷 幸子	大槌町漁業協同組合女性部長
26	委員	三浦 美保子	花巻農業協同組合大槌地区女性部長
27	委員	小林 宣久	大槌町青年団体連絡協議会会長
28	委員	和田 政喜	(株)岩手銀行大槌支店長
29	委員	藤村 邦典	(株)北日本銀行大槌支店長
30	委員	工藤 栄吉	国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長
31	委員	竹野 次郎	海上保安庁釜石海上保安部長
32	委員	中村 達雄	農林水産省東北農政局奥州地域センター長
33	委員	中村 一郎	岩手県沿岸広域振興局長
34	委員	阿部 裕一	岩手県釜石警察署大槌交番所長
35	委員	千葉 繁	郵便局(株)東北支社大槌郵便局長
36	委員	多田 秀彰	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社総務部企画担当部長
37	委員	曾根 保	岩手県交通(株)釜石営業所長
38	委員	田端 一行	(株)NTT東日本-岩手釜石サービスセンター長
39	委員	風間 敬一	東北電力(株)釜石営業所長
40	委員	千田 伏二夫	(株)千田精密工業代表取締役
41	委員	天満 昭広	大槌町建設連合会長
42	委員	及川 健治	一般町民(公募)
43	委員	越田 明	一般町民(公募)
44	委員	中村 哲夫	一般町民(公募)
45	委員	里館 徹	一般町民(公募)
46	委員	後藤 一高	一般町民(公募)
47	委員	佐々木 慶一	一般町民(公募)
48	委員	藤原 奨	一般町民(公募)

(4) 地域復興協議会

大槌町災害復興基本条例第2条第6号の規定に基づき設置。

復興対策を総合的かつ計画的に推進するための過程における、地域住民との合意形成を図るための地域住民で構成する組織。

全町民を対象とした全体会と、10の地域ごとに復興まちづくりについて議論する協議会に分けて開催。

第1回全体会では、津波防災の考え方、復興パターンの一例について説明。その後、各地域で地域復興協議会を開催し、地域でまとまった計画を第2回全体会で発表し、町へ提出した。

【地域別復興協議会長】委嘱期間：平成23年10月16日～平成24年3月31日

No.	協議会名	会長名
1	町方地域復興協議会	小向 幹雄
2	桜木町・花輪田地域復興協議会	中村 盛観
3	小枕・伸松地域復興協議会	三浦 勝男
4	沢山・大ケ口地域復興協議会	阿部 敬一
5	安渡地域復興協議会	赤崎 友洋
6	赤浜地域復興協議会	川口 博美
7	吉里吉里地域復興協議会	藤本 俊明
8	浪板地域復興協議会	臺野 宏
9	小鎚地域復興協議会	藤原 市之助
10	金沢地域復興協議会	兼澤 平也

【コーディネーター】委嘱期間：平成23年10月16日～平成24年3月31日

No.	氏名	所属・役職
1	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
2	尾崎 信	東京大学工学系研究科社会基盤学専攻助教
3	川添 善行	東京大学生産技術研究所専任講師
4	原 裕介	東京大学生産技術研究所特任助教
5	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
6	黒瀬 武史	東京大学工学系研究科都市工学専攻特別助教
7	永瀬 節治	東京大学先端科学技術研究センター助教
8	二井 昭佳	国土舘大学理工学部都市ランドスケープ学系講師

5. 大槌町東日本大震災津波復興計画策定に係る経過

期 日	内 容
平成23年 3月11日	東北地方太平洋沖地震発生
平成23年 3月11日	大槌町災害対策本部を設置
平成23年 4月 1日	総務課内に災害復興室を設置
平成23年 5月31日	第1回大槌町震災復興計画準備室 ^{*1} の開催 ・震災復興に係るスケジュール等について協議
平成23年 6月 8日	第2回大槌町震災復興計画準備室の開催 ・町民懇談会開催日程等について報告
平成23年 6月 9日	第1回大槌町震災復興計画準備委員会 ^{*2} の開催 ・震災復興に係る今後の進め方等について協議
平成23年 6月12日～6月17日	第1回大槌町町民懇談会の開催・町内13会場 ・震災復興基本方針素案の説明等
平成23年 7月 5日～7月 6日	第1回大槌町町民懇談会の開催（町外への避難者を対象に県内4会場で開催） ・震災復興基本方針素案の説明等
平成23年 7月12日	第3回大槌町震災復興計画準備室の開催 ・町民懇談会開催結果等について報告
平成23年 7月13日	第2回大槌町震災復興計画準備委員会の開催 ・町民懇談会開催結果等について報告及び震災復興基本方針案等について討議
平成23年 8月 4日～8月12日	第1回大槌町町民懇談会（夜間の部）の開催（町内5会場で開催） ・震災復興基本方針素案の説明等
平成23年 8月29日	碓川新町長就任
平成23年 9月30日	大槌町災害復興基本条例の制定
平成23年 9月30日	大槌町震災復興基本方針の策定
平成23年10月 1日	佐々木副町長就任（10/11より調整担当）
平成23年10月10日	第1回大槌町地域復興協議会全体会を開催・参加者数約500人 ・津波防御の考え方等について説明
平成23年10月11日	高橋副町長（産業振興担当）、石津副町長（復興担当）が就任
平成23年 10月14日～12月2日	第1回～第6回地域代表者会議の開催 ・第1回～第4回地域復興協議会の進め方等について協議
平成23年10月13日	第1回大槌町復興まちづくり創造懇談会の開催 ・町の状況説明及び復興まちづくりについての意見交換
平成23年 10月14日～12月 4日	大槌町復興まちづくり創造懇談会アドバイザーによる大槌町内視察、町長との意見交換等
平成23年10月16日	第1回大槌町地域復興協議会の開催（町方、桜木町・花輪田、小枕・伸松、沢山・大ケロ、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の8地域で開催） ・津波防御の考え方、地域復興協議会の進め方について説明
平成23年10月18日	第1回大槌町再生創造会議の開催 ・復興計画策定に向けた検討体制等について説明
平成23年10月18日	第1回大槌町公共施設計画検討ワーキンググループ ^{*3} の開催 ・公共施設の建設計画等について協議
平成23年10月20日	第1回大槌町震災復興計画ワーキンググループの開催 ・ワーキンググループの進め方について協議
平成23年 10月29日～10月30日	第2回大槌町地域復興協議会の開催（町方、桜木町・花輪田、小枕・伸松、沢山・大ケロ、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の8地域で開催） ・復興パターン案について協議
平成23年11月 1日	復興局を設置（総務課災害復興室は復興局復興推進室となる）
平成23年11月 8日	第2回大槌町公共施設計画検討ワーキンググループの開催 ・主要公共施設の配置検討
平成23年11月10日	第2回大槌町震災復興計画ワーキンググループの開催 ・復興計画骨子案について協議
平成23年11月12日	第1回大槌町地域復興協議会の開催（小鎚、金沢の2地域で開催） ・今回の震災時の対応等、町のあり方について協議
平成23年 11月12日～11月13日	第3回大槌町地域復興協議会を開催（町方、桜木町・花輪田、小枕・伸松、沢山・大ケロ、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の8地域で開催） ・復興パターン案について協議（復興パターン案の絞り込み）
平成23年11月18日	第3回大槌町震災復興計画ワーキンググループの開催 ・復興計画骨子案について協議

期 日	内 容
平成23年11月21日	第1回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年11月22日	第3回大槌町公共施設計画検討ワーキンググループの開催 ・主要公共施設の配置検討
平成23年11月24日	第2回大槌町再生創造会議の開催 ・地域別復興協議会復興計画中間案等について説明
平成23年11月25日	第2回大槌町復興まちづくり創造懇談会の開催 ・復興まちづくりへの意見、提言について
平成23年11月26日	第2回大槌町地域復興協議会の開催（小釜、金沢の2地域で開催） ・災害時の役割等について協議
平成23年 11月26日～11月27日	第4回大槌町地域復興協議会の開催（町方、桜木町・花輪田、小枕・伸松、沢山・大ケロ、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の8地域で開催） ・地域別復興計画案について協議
平成23年11月28日	第6回大槌町議会全員協議会 ・地域別復興協議会復興計画中間案について説明
平成23年11月29日	第2回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年 11月30日～12月15日	第2回大槌町町民懇談会の開催（町外への避難者を対象に県内4会場で開催） ・地域別復興計画について説明
平成23年12月2日	第4回大槌町震災復興計画ワーキンググループの開催 ・復興計画案について協議
平成23年12月4日	第2回大槌町地域復興協議会全体会の開催・参加者数約350人 ・地域別復興計画について発表
平成23年12月5日	第3回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年12月9日	第4回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年12月13日	第3回大槌町再生創造会議の開催 ・復興まちづくりの基本的考え方等について協議
平成23年12月15日	第5回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年12月16日	第7回大槌町議会全員協議会 ・復興計画基本計画素案について説明
平成23年12月20日	第6回大槌町災害復興本部会議の開催 ・復興計画案について協議
平成23年12月26日	第9回大槌町議会臨時会 ・復興計画基本計画案の審議

※1 震災復興基本方針、震災復興構想、震災復興計画の策定準備のための庁内検討会議として設置し、10月12日付けで大槌町震災復興計画ワーキンググループへ移行

※2 震災復興基本方針、震災復興構想、震災復興計画を審査審議するため、学識経験者、町議会議員、公共的団体の役員、関係行政機関の職員等18名で構成

※3 町の公共施設の再配置を検討し、公共施設計画を策定するための庁内検討会議として設置